

平成30年度予算委員会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成30年3月13日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
3. 開会（開 議） 3月15日（木）9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 出 席 委 員（13名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 議長  | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠 席 委 員

| | | | |
|----|----------------------------|----|---------|
| 2番 | 竹 本 誠 | 9番 | 宗 像 啓 之 |
|----|----------------------------|----|---------|

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

|                                  |   |                            |
|----------------------------------|---|----------------------------|
| 町                                | 長 | 西 田 祐 三                    |
| 副                      町         | 長 | 胡 家 亮 一                    |
| 企 画                      部       | 長 | 鶴 岡 靖 三                    |
| 総 務                      部       | 長 | 丹 羽                      勤 |
| 福 祉 保 健                      部   | 長 | 湯 木 淳 子                    |
| 建 設                      部       | 長 | 久保田 誠 司                    |
| 総 務                      部 次     | 長 | 門 前 誠 司                    |
| 福 祉 保 健                      部 次 | 長 | 伊 藤 仁 士                    |
| 財 政                      課       | 長 | 吉 本 真 人                    |
| 税 務                      課       | 長 | 近 森                      茂 |
| 住 民                      課       | 長 | 水 川 綾 子                    |

|               |         |
|---------------|---------|
| 上 下 水 道 課 長   | 早稲田 誠   |
| 教 育 長         | 田 坂 裕 一 |
| 教 育 次 長       | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課 長   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 森 原 宏 生 |
| 総 務 課 主 幹     | 下 野 武 士 |
| 収 税 対 策 室 長   | 谷 川 雅 彦 |
| 上 下 水 道 課 主 幹 | 松 浦 邦 彦 |
| 上 下 水 道 課 主 幹 | 日 高 博 之 |
| 生 涯 学 習 課 主 幹 | 倉 本 勇 登 |
| 海 田 公 民 館 長   | 中 垣 雅 彦 |
| 海 田 東 公 民 館 長 | 大 濱 吉 邦 |
| 図 書 館 長       | 岩 本 宏 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 修 治 |
| 主 任         | 戸 成 正 考 |
| 主 事         | 木 村 俊 英 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 付 託 案 件

第 13 号 議 案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 14 号 議 案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 15 号 議 案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 16 号 議 案 海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

第 17 号 議 案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 18 号 議 案 海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 19 号 議 案 平成 30 年度海田町一般会計予算

第 20 号 議 案 平成 30 年度海田町公共下水道事業特別会計予算

第 21 号 議 案 平成 30 年度海田町国民健康保険特別会計予算

第 22 号 議 案 平成 30 年度海田町介護保険特別会計予算

第 23 号 議 案 平成 30 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

第 24 号 議 案 平成 30 年度海田町水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

午前 9 時 00 分 開議

○委員長（崎本）皆さんおはようございます。本日も大変御苦労様でございます。これより予算委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は 13 名でございます。定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。

それでは、第 19 号議案、平成 30 年度海田町一般会計予算を議題といたします。まず、各部署の主な新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。はい、学校教育課長。座ってやってください。

○学校教育課長（小林）はい。それでは、資料 38、主な新規拡充事業等の 15 ページをお願いいたします。はい。青少年サポート事業についてでございます。まず、目的ですが、不登校児童生徒の対応のため、真田会館に適応指導教室を設置します。指導員による学習指導等を行い、当該教室を核とした家庭教育支援ネットワークの構築に向けての環境整備を行いたいと思っております。内容でございますが、真田会館に設置しております適応指導教室において、不登校児童生徒に対し、学校復帰に向けての学習指導を行うため、指導員 1 名、相談員 2 名を配置いたします。この人数は 29 年度と同様でございます。30 年度からは指導員の勤務時間を増やし、長期休業中も含めた開設時間の拡大を実施したいと考えております。これまで夏季休業中、夏休みは開設をしておりませんでした。夏季休業中も開設できるように指導員の勤務時間を増としました。また、相談専用電話の設置を行い、相談体制の充実も図っていきたいと思っております。予算額ですが、記載のとおり 736 万円を計上しております。以上でございます。

○委員長（崎本）続けてやってください。

○学校教育課長（小林）めくっていただきまして、16 ページをお願いいたします。中学校 ICT 活用事業についてでございます。目的でございますが、新しい学習指導要領の下での教育活動に対応できるよう、学習環境を整備したいと考えております。内容ござ

いますが、海田西中学校をＩＣＴ活用事業のモデル校に指定し、同校に生徒用のタブレット 20 台の整備、そして無線ＬＡＮ環境の整備を行い、平成 32 年度小学校、33 年度中学校の新学習指導要領の実施に向けてのＩＣＴ機器を効果的に活用した教育活動の研究に取り組んでいきたいと考えております。その研究の成果を、他の 5 校の小中学校にも普及し、町全体のＩＣＴ教育の充実を図っていききたいと思っております。予算額は、記載のとおり 631 万 9,000 円を計上しております。以上でございます。

○委員長（崎本）はい、以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。富永君。

○委員（富永）青少年サポート事業についてですけれども、この内容の中に書いてあります、当該教室を核とした家庭教育支援ネットワークの構築とありますけれども、これ新しく見られるワードなんですけれども、内容としてはこういったものか具体的に教えてください。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、適応指導教室を設置してます真田会館、ここを家庭教育や学校教育、また不登校等に悩む保護者の方々の相談の第 1 窓口として考えております。そこを窓口として、そこから町内の各機関につなげる役目、ハブ機能を適応指導教室に持たせ、相談体制の充実を図っていききたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに、多田君。

○委員（多田）ＩＣＴ活用事業なんですけど、モデル校で指定、やっていただくのは大変結構なんですけど、ただ、タブレット端末、20 台ですよ。これは、今生徒数が一番多いクラスで 38 名おります。この 38 名の生徒数に対して 20 台では、せっかくモデル校に指定して、後の 5 校にその成果をもって言われるんだったら、生徒全員にやっぱり持たすべきだろうと思うんだけど、なんで 20 台にしたのか、そこをお尋ねします。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）30 年度は、モデル校、西中学校に、生徒 2 人に対して 1 台というふうに考えて 20 台を設置いたしました。

○委員長（崎本）はい、多田君。

○委員（多田）多分そうだろうと思ったんだけど、それではね、せっかくモデル校に指定、今の西中、御存じだろうと思うんだけど、生徒にしても先生にしても、非常に、ＩＣＴ教育に対して意欲がある、生徒も能力もある。で、うまくいけばよ、県下でトップの、

県のモデル校になる可能性もある訳よ。モデル校で2人に1台っていうのは、あり得んと思うんだけどね。増やすことを考えてもらえんじやろうかね。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、台数については、教育委員会の中でも協議をしました。30年度は2人に対して1台というふうに考えております。今後のタブレットの配備を増やすことに関しましては、この30年度の研究実態、実践実態によって、また判断していきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、住吉君。

○委員（住吉）まず青少年サポート事業の予算額ですが、これ736万に対して県の補助金が4万4,000円しか出ないというのは、これはどういったことでしょう。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、これは県の地域連携協力推進事業の補助金になっております。この対象が通信運搬費と消耗品費だけということになっておりますので、その合計6万6,000円のうち3分の2が補助で、4万4,000円が対象となっております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）この適応指導教室でございますが、確か1名しか、29年度、来なかったと聞いております。学校評価制度の分を見ても、あまり周知されてないとかいう話になっておりましたが、この辺は今後いうか、30年度はどのように改善されるんでしょう。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、まず平成29年度の適応指導教室に通室した児童生徒の人数ですが、合計で、現時点で7名、通室しております。平成28年度は1名でございましたが、29年度は7名となっております。ただ、今、委員のおっしゃるとおり、その広報、普及に関しましては、まだまだ課題があると思いますので、ホームページで、また、広めるとか、その他の有効的な手段については、また検討していき、今、その他、この適応指導教室に通えていない子どもたちもたくさんおりますので、一人でも多くの子をカバーできるように、その対応については考えていきたいと思います。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）ホームページでいうたら、不登校になっている子が、ホームページを見て、よっしゃ、行ったらかって思うかな。やっぱ違うと思う。もう一遍聞きますよ。その辺、30年度において、更に一人でも二人でも多く来てもらうためには、どのような方法を取

られるおつもりでしょうか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）先ほどホームページと口走ってしまいましたが、まず学校の方にしっかりと適応指導教室のことを周知していき、学校を通して児童生徒の保護者の方にしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）続いてICT活用事業でございますが、まず、予算額631万9,000円に対して、これは県からも国からも補助が、びた一文出ないということでしょうか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）これについては県国の補助はございません。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）多田委員もおっしゃってましたが、二人に1台というのは情けないよね、モデル校でありながら。タブレット購入費等で171万7,000円。これを倍にするぐらいの財政力がまだ海田町には十分余裕があると思うんですが、なぜこういう中途半端なことをしてしまったのか。本当にもったいない。多田委員がおっしゃったように、本当もったいないというか、モデル校にしては情けないよね。売りにするには。全生徒に行き渡って初めてその評価が出せると思うんですが、なぜこれ、半分にしてしまったのか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）教育委員会の中で協議の中でいろいろ案が出ましたが、他の事業との絡みもございます。今回は二人に1台ということで対応し、その有効な活用状況において、また次年度以降台数を増やしていく等の検討をしていくというふうな判断をいたしました。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）まず、最初にですね。青少年サポート適応塾の問題で、当初、真田会館でやっていたのを、加藤会館に変更して、また真田会館。その理由は何なのか。というのは、もう、尋ねる。なぜかと言うと、真田会館は中電の社長が持って海田町に寄附された会館で、地域の方に開放するというのもあったりしたんですが、活用が、途中から全く効果のない、早く言えば、あまり手を打たない事業というか、管理をしておった訳ですけれども、そこをされて、あ、いいなと思いながらも、途中からやめて、加藤会館に行かれて、真田会館はそのままになって、私ちょうど監査のときでしたけども指摘して、

有効に活用すると。今度また帰ってきて、これで対応するという、その理由は何なのかちょっとお尋ねします。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、加藤会館から真田会館に移設した理由でございますが、昨年度実績が1名ということでございました、なかなか、その教育委員会の中の施設に入ってくるということは不登校児童生徒にとって、敷居が高いものでないかと考えまして、教育委員会以外の施設っていうことだと、そういった児童生徒も通いやすい、保護者の方も入りやすいということを考えての判断でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに。佐中君。

○委員（佐中）それとはまた別にお尋ねしますけども、適応指導教室、一定程度通ってですね、卒業に対してはどうなるのか。校長が卒業式に義務教育の全課程を修了したということで卒業証書を渡すんですか。ここの適応教室、来たり、来んかったり、あるいは、もう全く来んかったり。この方は、本来の義務教育そのもの、受なければならないのに、これで済まして、その結果、じゃあどうなっとるのか。今、言う7名、いろいろ条件があったり、来たり来んかったり、普通で言えば、単位を取るとか取らないとかいう問題が発生する訳ですけれども、教育委員会としては、不登校の問題、これはどう対応しとるのか、最終的にはもうそのまま、学校義務教育を終えたことになっておるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、まず、この適応指導教室に通室するということで、学校の登校扱いとしております。ですので、実際、適応指導教室の通室につきましても、学校の担任やそれから実際、学校で使っているプリントや資料等を用いて学習指導等も行っておりますので、学校に登校しているのと同じ扱いということで、今、対応しております。また、教育委員会としまして、この適応指導教室は、あくまでも学校復帰を目指しているものと考えておりますので、一人でも多くの児童生徒が一日でも早く学校復帰できるように支援してまいりたいと思っております。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）一時的にはこういうサポートをやってですね、本来の教育委員会の、そういう仕事というか、業務と、あるいは事務というんかね、学校に戻して、その子の人間形成を作っていく。これが一番基本になる訳ですね。しかし、いろんな社会のそういう

状況によって、いろんな条件がありながらも、もう私から見れば、社会のそういう反映でもあるというように思うんですね。子どもをほっといて働かなければならないような状況があったり、あるいは家庭の事情で離婚して子どもをほったらかして、というような、いろんな事情があるんじゃないけども、その事情も含めてですね、その子に本当に手立てをする。私はいつもこう思うんだけど、本当の指導者というのは、その子にやる気にさせる。もう強制でやるとか、あるいは怒ったりしてやるというようなね、こんな教育は、長続きはしない訳ですよ。ですから、この適応教室の中で、その子どもに対して本当に人間形成のために学習をする。知恵を付ける。義務教育のそういう課程の中でも、そういう、目的を果たしていくというのが、本来の姿であったりする訳ですよ。その手立ては今のこの適応教室の中で、何人かは学校に復帰というんかね、させる目的でそれが実現したのは、今までの例の中で、何件ぐらいあるのか、お尋ねします。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）平成 29 年度 7 名通室していた児童生徒で 1 名が学校復帰できております。その他の 6 名については卒業の中学校 3 年生の生徒が 1 名いますが、それ以外の子どもにつきましては引き続き学校復帰に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長（崎本）ほかに。はい、佐中君。

○委員（佐中）次の、ICT の問題で、今、全国的にタブレット、もう普及して、議会でも、ほとんどの議会がそういうのを話題にしたり、あるいは実際にそれを活用もしておるんですね。今そういう時代になってきておるんですね。さっき、質疑があったように、もう中途半端でなくて、思い切って、起債でもどんどん拡大をしながらですね、そういう物品を揃えて、教材の一つのね、どういうんですか、役割をさせると、ええ、今の時代は、そういう時代になってきておる訳ですから、やっぱり早く、こういうモデルでなくて、全体で取り組む姿勢がね、必要だというように思うんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、教育次長。

○教育次長（石川）海田西中学校に配付していただくようになっていますタブレットの台数の件でございます。20 台ということで、先ほどお話しさせていただいたように、二人に 1 台というのがあります。一人に 1 台持っていないじゃないかという御指摘はもちろん、そのまま受け止めることがあるんですけども、50 分の授業の中で 50 分間タブレット

を使うっていうことは、想定はしておりません。50 分間の中で、興味付けであったり、分からない箇所を、タブレットを用いて視覚だったり動画だったりして、今まで見えなかったところを見るということです。つまり、2 人のうち 1 人は何をしてるかっていうと、その間、鉛筆を用いたり、頭を回転させたり、試行判断を熟成するというような作業を、教員は、並行して行うことが必要であるというふうに考えております。あくまでもタブレットというのはツールであります。タブレットで入学試験が行われる訳ではないので、あくまでも鉛筆とペーパーで行われるものです。その学力を付けるために、教員がどのようなものが、効果的にタブレットが使われるかということを検証していきたいと。またそれが大きな効果があれば、台数を増やしていただく、又はほかの学校へ普及するというものを考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（崎本）多田君。

○委員（多田）それは分かるよ。ただね、さっき言われたように、授業で二人に 1 台、それならね、一人 1 台の方が、より効果が出るんじゃないですか。そりゃあ、今、教育次長が言われたように、そういった授業をやるんだから二人で 1 台でいいよって言われるんだけど、それなら尚更、一人に 1 台の方がより効果が出るんじゃないですか。そこはどういうふうに考えとってですか。

○委員長（崎本）はい、教育次長。

○教育次長（石川）おっしゃるとおり二人で 1 台ということは、当然、使える子と使えない子というのは、当然時間の中で出てきます。で、タブレットを使ってるものであるっていうことは、確かに目の前にある訳ですから、効果はあります。ただ、繰り返しになりますが、タブレットだけで学力が伸びるっていうものではない。つまり、ノートに、実際に手を動かして書いてみたり、黒板で何かをチョークで書いてみたりということも含めての授業、学習であるというふうに考えております。ですので、今は、20 台で、それを検証したいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、多田君。

○委員（多田）この、ICT の支援員さん、これ、今、1 名西中にいらっしゃるんだけど、これプラス 1 名ということでもいいですかね。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、来年度も 1 名の支援員さんを考えておりますので、これは 29 年度と同様でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、多田君。

○委員（多田）増員じゃなくて、今までの支援員さんがそのまま残るっていうことで。これは新規事業じゃないじゃろ、じゃあ。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）ＩＣＴ支援員に関しましては今年度同様でございますが、海田西中学校をモデル事業にするという点で新規事業として挙げさせてもらいました。その中にこのＩＣＴ支援員も事業内に同一事業内に整理したものでございます。

○委員長（崎本）はい、多田君。

○委員（多田）あのね、今、石川次長言われたように、確かに、タブレットだけじゃあ授業はできない。入学試験も紙と鉛筆で書く訳だから言うけど、インドから帰国子女が、前も一般質問で言ったことあるんだけど、帰国子女が西中に来られたときに、鉛筆と消しゴムを見て、これ何ですかと言った、それぐらいインドなんかは進んでる訳よ。日本が今から生きていくためには、このＩＣＴが不可欠ですよ。今からの子どもたちに、このＩＣＴを活用した授業をやるのは絶対に必要と思うんですよ。だから、何回も言うようだけど、今、西中に教師用タブレットが 10 台かなんかあるんで、だから、今 20 台入れたら 30 台、あと 10 台あれば全員に一応持たせられる訳です。あと 10 台ぐらい、何とかなるんじゃないですか。どっか、予算が余った分、ちょっと流用してでも、今年度中に整備したらどうかと思うんだけど、どうですか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、西中には教師用タブレットが 11 台あります。合わせて 31 台、西中にあるということでございます。まず今年度、この 20 台プラス 11 の 31 台で学校の方に研究を進めていっていただき、その研究の成果によって、また判断していきたいと思います。

○委員長（崎本）ほかに、下岡君。

○委員（下岡）青少年サポート事業についてですけれども、先ほど佐中委員の答弁の中でですね、この適応指導教室の目的は、学校復帰にあるということで、28 年度は 1 名、29 年度 7 名、うち 1 名は学校復帰したと、6 名は学校復帰できてないと。そういう意味ではですね、学校復帰という目的では 1 名だけですから、目的は達していないんだと思うんですよ。本当に不登校になった子どもに対してですね、学校復帰を目指すことが妥当なのかどうか。学校に行けないから不登校になっておる訳で、原因はいろいろあり

ますから、それは復帰できるケースもあるだろうし、復帰できないケースと、復帰が難しいケースというのも相当あるんだと思うんですよね。そういった中で、例えば今7名と言われましたけども、この7名についてですね、どの程度、適応指導教室に通って来られるてるのか、もう29年度3月ほとんど終わりですけれども、それぞれ何日ぐらいですね、通って来られておられるのか、ちょっと、そののところをお聞きます。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、7名のうち昨日時点での数値は把握しております。まず、中学校3年生の男子生徒は、6月入級の64日間通室しております。小学校3年生につきましては、7月11日入室で、10月までで34日、この児童に関しましては、町外に転出しました。続きまして、同じく小学校3年生児童、7月入室、11月までに23日間通いました。この子につきましては、学校復帰できております。小学校5年生の児童、9月に入室、11月までに入室しました。14日間入室しました。一旦学校には戻れたんですが、また、今、欠席が続いている状況でございます。小学校3年生男子児童、11月に入室しました、現時点まで通っております。11日間の入室でございます。もう1名、小学5年生の児童がありますが、11月8日に通室手続を行いました、まだ通室できてない状況でございます。最後、1名、7名目ですが、中学校2年生の生徒、この3月9日から入室しており、3日間、通っております。

○委員長（崎本）下岡君。

○委員（下岡）ということですね、しっかり通ってる、長期間通ってる子どももいるんですけれども、多数の子どもはですね、やっぱ短期間でですね、多分来なくなったと、再び来なくなったというケースがですね、圧倒的に多いと思うんですよね。という中でですね。果たしてこの制度だけでですね、不登校に対応をできるのかどうか。学校復帰を目指すことがいいことかどうか、というのはですね、今、世の中的にはですね、こういう子どもに対するフリースクール、民間がですね、そういうことを斟酌して、いろんな状況を加味してですね、学校に行かなくても、ちゃんと社会に育ったときにですね、生活していけるようにですね、勉強だとか生活態度だとかいろんなことをやる制度というものがある訳ですよ。だから、そういうこととの併用です、勿論、教育委員会としてはですね、学校復帰を目指すという姿が本来だろうけれども、それでどうしてもね、無理な子どもというのはいると思う。そういう意味では、別の手段もですね。考える必要があるんじゃないかと思うんですが、そのところはなんですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、学校復帰を目指してるのが第一義の目的でございますが、義務教育終了後には、学校復帰の後の社会的自立ということも、適応指導教室では大きな目的としております。学校復帰そして社会的自立のために、教育委員会としてはこの適応指導教室を有効に活用し、児童生徒を社会的自立できる人間に育成できるように考えております。また、フリースクールですが、フリースクールにつきましても、学校とフリースクールの方が、内容等をしっかりと協議し、情報共有してる場合には、登校扱い、出席扱いとしておりますので、そういった面での対応も教育委員会としては行っております。

○委員長（崎本）はい、下岡君。簡素にお願いします。

○委員（下岡）フリースクールでですね、授業日数にカウントするということもあるけれども、それ以外にやっぱりですね、フリースクールに通うと、民間ですから、費用も掛かる訳ですから、負担の支援ということを考えていけば、もっとですね、フリースクールへ行く子どもが増えるんじゃないかと。だから、この適応指導教室1本でですね、いいのかどうなのか。そこは問題提起ですから、これからですね、しっかり考えていっていただきたい。ついでに聞いときますけれども、30年度から2名体制で、一つは、相談員というのは、不登校、今までにやってなかったのを専門相談員でですね、保護者あるいは本人のいろんな悩み等を聞いて対応してあげるということでもいいと思う、その指導員、1名配置して、何名ですね。どういうふうに学校復帰させる、目標を、具体的に、何人で何人学校復帰させるとかいう目標をですね、当然、立ててやるべきだと思うんです。その目標について、お尋ねします。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）もちろん全員の児童生徒が学校復帰できることを目的としております。ただ、何月までに何名という数字を挙げることは難しゅうございます。その児童生徒の実態もありますし、心の中の深いところにあるものもございまして、何月までに何名ということは、明言することできませんが、児童生徒が一人でも多く、1日でも早く学校復帰できるようにというふうに考えております。

○委員長（崎本）下岡君。

○委員（下岡）私が言ってるのはですね、今現在、既に不登校の生徒が、中学校3年以前でですね、50名近くいる訳でしょう。そして、今も現にですね、中学3年生以外で、ま

だ不登校状態で今7名のうち6名いる訳でしょう。少なくともそういう数はカウントできる訳で、それプラス新たにですね何名か、新たに、30年度でですね、通いでしたら、目標設定というのはできるんじゃないです、人数。少なくとも、今、中断されている短期間しか来なかった子というのは対象でしょう。それプラス新たに何人かこう入れてという目標設定はできるんじゃないです。そういう設定ができないんですか。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（石川）おっしゃるとおり、子どもが大きな悩みを抱えて不登校になっているケースが多いので、そこらを取り除いて学校に復帰することが大きな目的はあります。ただそれがゴールではなくて、学校復帰をした後、例えば高等学校であったり就職であったり、自立した社会を目指すための一つのステップというふうに考えております。それを2か月以内に必ず復帰とか7名中何名という、その数字はなかなか推し図れないところがあります。それは、教育委員会、本人、相談員とともに支援をしながら、学校復帰に向けて支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに、下岡君。

○委員（下岡）私が言ってるのはですね、何名復帰させるとかいうことを言ってるんじゃないくって、何名を適応指導教室に通える生徒目標、児童生徒の目標数が出せるんじゃないんですかということ聞いてる。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、現時点で不登校児童生徒になっている児童生徒、全てに学校復帰を目指すために、この適応指導教室で対応していきたいという思いがございますが、児童生徒一人ひとりの心の中にあるものというのが、まだ解放されてない部分、十分に解決できてない部分もございますので、現時点では何名という数字は、明言は難しゅうございます。繰り返しの答弁になりますが、1人でも多く、そして1日でも早く、学校復帰、そして社会的自立へつなげていきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）私は、下岡委員と反対で、名古屋市の例ですと、私は一般質問を出した、事業評価の対象外の人数は何名復帰させるなんて無茶してますから。で、話、本題に入りますが、まず気になったのは、今、適応指導教室に通っている子は、ほとんど小学生でしたよね。ちなみに聞いてみますが、29年度、適応教室にも行っていない、別室登校ですね、会議室とか、別室登校もしていない子というのは、児童生徒、それぞれ何名ずつで

しょう。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、まず、小学校で不登校が2月末時点10名ございます。そのうち、通室している児童が5名、学校の方で別室登校しているものが4名ございますので、完全不登校、学校の方に関わっていないのは1名でございます。中学校は、2月末時点で40名が不登校となっております。で、はい、適応指導教室に通われている生徒が今2名、学校の方の別室登校、保健室登校が、これは日によって異なりますが、4名から5名というふうに確認しておりますので、そこまで来れてない生徒は、かなり多くいます。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）そう考えた場合、相談員の人数が29年度と同じ2名というのは少な過ぎやしませんか。ほとんど電話での対応になると思うんですが、相談員の人数、これ、もうちょっと増やさんことには厳しいと思うんですが、そこまで、できなかったんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）先ほどの答弁、一点訂正させてください。中学校は2月末時点、先ほど40名と申しましたが、35名でございました。申し訳ございません。この人数に対して、この相談員と指導員の人数では対応が難しいのではないかとということでございましたが、適応指導教室の相談体制に加え、各学校に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しておりますので、そうした機関も利用しながらまた対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）スクールカウンセラーいうても、各学校1名ですよね。この人数プラス相談員でも、8名か、町全体で。やはり少な過ぎやしませんか。別室にも通ってない、適応指導教室にも通ってない子がかなりいますし、本当に1人でも多く、通室でもええから、やっぱ通ってもらった方が、その子の将来になりますよね。そう考えた場合、言い換えればスクールカウンセラーにしろ、今回の適応指導教室の相談員2名にしろ、体制は今までと同じということじゃないですか。変わることを言えば、夏休みも開けますよ、指導員の勤務時間を増やしますよ。後、相談専用の電話を作りますよ。これじゃあ、限界がありやあしませんか。ちょっとこれ、確かに、29年度よりは効果が出るかもしれま

せんが、対象人数を考えたら、ちょっとこれでは相談員が少な過ぎると思うんですが、その辺は、教育委員会として増員ということは考えなかったんですかね。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（石川）海田町において不登校が多いというのは、私たち教育委員会として大変大きな課題であるというふうに受け止めておるところでございます。今、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー等だけ、また相談員だけで非常に少ないのではないかと御指摘を頂きました。それは、専門的な知識を持って子どもに当たるという方についての人数でございます。不登校への対応というのは、一義的にというか、当然誰がすべきなのかということ、やっぱり担任の教員がすべきものでございます。もちろん担任が、一対一だけではなく、学校には生徒指導部、生徒指導主事、またその学年の教員というのがおります。例えば、男性の教員が、女性のところに行きにくければ、女性の教員が代わりに行くとか一緒に行くとかっていう形の、チームの中での対応で、その中で、どうしてもこれは教員の知識だけではちょっと難しいとかいう場合に、例えばスクールソーシャルワーカーとかという方に力添えも頂くという形ですので、そのカウンセラーが少ないっていうだけではなく、教員は教員として取り組んでおるところです。ただそれで、こういう数値なので、そこの教員のところの質というところを、もっと上げていかなくちゃいけないことは課題として持っておるところでございます。

○委員長（崎本）ほかにございせんか。住吉君。

○委員（住吉）学校の先生方、一生懸命やってるのは分かるんですよ。ただ質を上げる、質を上げる言うたって、もう限界でしょ。よくその辺は教育長、次長、課長、よく分かっていると思いますよ。昔に比べて学校の先生が忙しいというのは。そこをまた教師の質を上げて対応なんて、もう無理があると思うんですよ。今おっしゃった、指導主事云々かんぬん、ソーシャルワーカー、カウンセラー、今と同じ体制ですよ。やはりその辺は、増員しなければ、これ絶対、対処は無理ですよ。今回適応指導教室の増強、拡充とのことで、一歩前進ではありますけれども、対象となる子どもが多い。で、先ほどから答弁にありますように、それぞれの事情があるんですから、やはりマンツーマンで話を聞いてくれる相談員、もう少し増やした方が良く思うんですが、その辺は全然、今のところ考えていらっやらないんでしょうか。

○委員長（崎本）教育次長。

○教育次長（石川）今の御質問の中にありました、やはりその子どもの課題というのが、

以前に比べてという言い方が正しいかどうか分かりませんが、かなり複雑化しております。それは、過去は学校で対応できていたものが、例えば、福祉部門であったり法律部門であったり、警察部門を連携しなければならない事案というのも、全てではないですけども、正直あります。ですので、先ほど、ネットワークというところをお話しさせていただきましたが、教育委員会だけではなく、そういう町の部局また県の部局、また町内にいらっしゃるその専門家でいろんなネットワークをつないでいる中で、その教員だけだと限界のところを補いながら、子どもたちに対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）ほかにございますか。はい、久留島君。

○委員（久留島）ＩＣＴ活用でございますが、タブレットを二人に一つということですが、電子黒板なら一つあれば１クラス全部できるんですが、全国的に電子黒板をかなり導入して、特に東京あたりはどんどん導入してやっているみたいなんですが、これを導入する考えはありますか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、30年度に関しては電子黒板の導入は考えておりません。

○委員長（崎本）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

それでは予算書の審査に入ります。まず、歳入に入ります。資料 30 の 8 ページ、9 ページの教育費負担金についてです。質疑あれば許します。はい、多田君。

○委員（多田）広島市の矢野地区の子どもたちが南小に来てるんだけど、これは、今年は何人、何人の負担金ですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、56 名でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、10、11 ページの教育施設使用料だけです。質疑があれば許します。はい、富永君。

○委員（富永）公民館使用料ですけども、これ年々増加されてるんですけども、この増加理由は何でしょうか。

○委員長（崎本）海田公民館長。

○海田公民館長（中垣）この度の公民館使用料の増、46万8,000円、2館合計で増えておりますけれども、そのうちの37万2,000の海田公民館でございます。こちらの方ではですね、一般の利用団体、29年度については、ダンスサークルそれから空手教室などに毎週使用していただいた関係で、利用人数が伸びたものによるものでございます。

○委員長（崎本）次のページのね、ふるさと館使用料も含んでますが、どうですか。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）では、22、23ページに進みます。一番下の学校家庭地域連携協力推進事業補助金です。ちょっとすみません、18、19が抜けておりましたので、教育費、国庫補助金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、24、25ページをお願いします。25の、教育費委託金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、28、29。弁償金と雑入は細節の番号を申し上げます。5番、8番、10番、11番、19番です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、32、33の3目、教育債のうち、細節の1番と3番です。はい、佐中君。

○委員（佐中）海田公民館の建設について、起債の問題ですよね。75パーセントというのがありますが、財政課にお尋ねしますけども、この起債の枠は、本来、文科省が決めるのか、県が決めるのか。どこが基準になって75パーセントになって、今のここにある6億なんぼね、なっとるのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（崎本）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）まず起債の関係については、総務省において、各事業債の基準充当率を定めておりまして、手続的には、県の方に同意を取るような手続となっております。この度の公民館整備事業債、まとめて6億280万としておりますが、内訳で申しますと、75パーセントの充当率の一般単独事業債が5億8,660万、プラス合わせて、この度の公民館整備に係る非常用発電部分であるとかいうところについては、防災関係ということで、緊急防災事業債、充当率100パーセントで、交付税措置がある起債も併せて活用するよ

うにしております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、佐中君。

○委員（佐中）公民館の完成までと言うか、概要費用を出されて、まだ明確になっていない、大体おおむね、13 億 8,815 万というのがありますが、その中での 75 パーセント、という起債ですよ、枠が、これで、上下することがあるんですかどうですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）起債の枠が上下することがあるのかいうところでございますが、一応起債の種類によって充当率はもう定めておりますので、その充当率に沿った形でそれぞれ起債をはめていく形となります。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、佐中君。

○委員（佐中）防災関係は 90 パーセントこれ認められておるんですが、学校教育施設とかそういう教育関係ですね、文部関係、これは、基準としては 75 パーセントというのがあるんですかどうですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）この度の、公民館で言いますと、一般単独事業債という起債が 75 パーセントで、防災関係が、緊急防災事業債が 100 パーセントの充当率となっております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。

以上で歳入を終わります。続いて、歳出を行います。174、175、皆です。はい、待ちますよ。174、175。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、176、177。はい、兼山君。

○委員（兼山）はい、すいませ。先ほどの青少年のサポート事業のことなんですが、資料 38、少し戻ることになるんですけど、目的をやっぱり読んでみて、次長が答弁していることをもう 1 回ちょっとお聞きしたいんですが、不登校生徒児童に対応するために、家庭支援のネットワークを構築することなので、ですから、家庭と子どもに対して、いろんな、ソーシャルワーカーとかカウンセラーさんとか担任の人とか、こういう指導員、そういった人達が、学校も含めて、いろんなところから、家庭なり子どもに支援し

ていくっていう考えでいいんでしょうかね。

○委員長（崎本）はい、教育次長。

○教育次長（石川）今、不登校という言葉がございましたが、不登校、例えば、に至る、なるかもしれないとか、未然にということも含めてのことでございます。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）そこに携帯電話の備品などが、指導員の方に渡すことによって、そういう子どもの家庭の状況であることを今の学校なり担任なり、そういったところと共有しながら、子どもたちに対応していくっていう、そういった事業という考えでよろしいんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、教育次長。

○教育次長（石川）電話の本数を増やすことによってその窓口が増えます、また時間も増えますので、その相談もしやすい環境を作るということでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。多田君。

○委員（多田）外国籍の子どもさん、かなり減ってきております。今、何人ぐらい、どこの小学校に何人ぐらいおられるか、ちょっと、どこの国籍かも含めて。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）29年度、小学校は、合計で30名でございます。内訳は海田小学校5名、東小学校16名、海田西小学校6名、南小学校が3名でございます。中学校は、合計22名で、海田中学校20名、西中学校が2名でございますが、一人ひとりの国籍に関しては、ちょっと現時点では、今、資料を持ち合わせておりません。

○委員長（崎本）はい、多田君。

○委員（多田）じゃあ、外国籍の子どもさんの対応、授業の講師謝礼で、これは、どういった内容になるんですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、授業の内容でございますが、学校から出る通信もの、学校通信だとか学年通信の翻訳又は日本語指導の際の通訳等を行っているものでございます。

○委員長（崎本）はい、多田君。

○委員（多田）ということは、どこの国かは、大体分かるよね。英語圏なんか、ポルトガル語かスペイン語か、中国語か、まあ、大体、どこをメインに。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）国籍毎の人数というのは、ちょっと今把握できませんが、まずブラジル、ポルトガル語を使うブラジル、スペイン語を使うペルー、この2か国と2言語が最も多いものでございます。

○委員長（崎本）下岡君。

○委員（下岡）言葉の定義、ここに労働保険料等となってる訳ですけれども、これ、労働保険といったら、一般的にはですね、労災だとか失業保険のことを指すんですけれども、児童クラブのときは、ここ、社会保険なってますけれど、社会保険で、内容は、健康保険だとか、厚生年金だとか、なってる。この労働保険料と言ったら何なんです。労災とか、失業保険のことを労働保険言うんよ。

○委員長（崎本）はい、どうですか。はい、財政課長。

○財政課長（吉本）労働保険料等ということで統一的な記載させていただいておりますが、昨日答弁あった社会保険料と同一の意味で、一応記載上は労働保険料という形で統一して記載をさせていただいております。

○委員長（崎本）下岡君。

○委員（下岡）ということは、昨日の説明ではですね、昨日の説明では社会保険ということですね、健康保険と厚生年金、年金のこの二つだという説明があったんですけれども、この二つですか、この中身は。

○委員長（崎本）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）労働保険料等につきましては、昨日の説明のものと雇用保険の保険料を合わせて労働保険料等というところということで、予算書では統一な表現を使わせていただいております。予算書の、今、御指摘の児童クラブにつきましても、105 ページのところで、同様に労働保険料等という表現を使って表示の方をさせていただいております。

○委員長（崎本）はい、ほかに、下岡君。

○委員（下岡）あの、部長、雇用保険って言いませんでした。雇用保険、雇用保険、言葉、今、説明で。雇用保険じゃなくてちゃんとですね、今言ったように、それならそれで、ね、健康保険、国保、それから、厚生年金だと、明確に定義で言わないと、雇用保険とは失業保険なんかのことを一般的には言うんですけれども、そのところ定義をしっかりとってくださいと言っているんです。

○委員長（崎本）分かりましたか。

○企画部長（鶴岡）はい、分かりました。

○委員長（崎本）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）178、179 の下段の私立学校振興費を除きます。はい、住吉君。

○委員（住吉）心の元気を育てる地域支援事業、講師謝礼とありますが、こういった講師を招かれたんでしょうか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず 29 年度の実績ですけども、織田幹雄さんの御子息である織田正雄さん、和雄さんにお越しいただき、学校の方で織田幹雄さんを教材とした道徳の授業を見ていただきました。30 年度に関しては、まだ具体的なものについては、今、案はございませんが、各中学校区で行われております、この道徳的な、徳育を育てるものとしてふさわしい講師の招へいを考えております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）道徳的な、徳育を育てるっていうふうに聞こえましたが、それは一体、具体的にはどういったことを指すんでしょう。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）知徳体のバランスのとれた教育活動を考えておりますので、その徳の部分の特に豊かにする、教育的活動に、有効に活用できる、講師を考えております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）文章を見ながら途切れ途切れ読んだら、何が何やらさっぱり分からんのが、言い換えれば、挨拶運動とか、そんなのも心の元気を育てる地域支援事業の中に含まれておるんですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）そういったものも全て含めての事業ということでございます。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）その挨拶運動に結び付けよう思うて引っ張ってみたんじゃが、29 年度見よって、学校の先生や保護者からも、地域の人のお話聞きよって、先生の前ではできます。ああいった、校門の前とか、ひまわり大橋の上でやるイベント的なときにはできます。でも、普段できん子がおるんですね。やっぱり。それがこの 1 年間全く改善されてない

んですよ。できん子はずっとできんまま。できる子は、もう入学当初からできるんよ。そういった意味においては、この 29 年中の挨拶運動、学校で取り組んできた挨拶運動というのは、ほんまに効果があったかどうか言うたら、毎朝見とる立場としてみりゃあ、泣くねって思うよ。特に西小に限って言えば、1 年生、2 年生が相対的にできない、未だに。そういった部分において、やはり指導方法を改善させる必要があると思うんですが、30 年度においてはどのようにされるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、この件に関しましては、以前から御指摘されてる点でございます。教育委員会でも各学校に対して、特に学校外、地域の方への挨拶っていうことについては、校長会、教頭会としても要請しております。実際に 29 年度、これまでない取組を行った学校もございますので、現在の取組では解消できてない課題につきましては、新規の取組、また、現在行っている取組の継続ということを強く働き掛けてきたというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）聞いてみるが、子どもに、なんで挨拶しなきゃいけないのって聞かれたら、どう答えますか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、一般的なことはないかもしれませんが、挨拶は人と人をつなぐコミュニケーションの第一歩、ここは大事なとこだということで、各学校、指導しております。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）今の答え、小学 1 年生が理解できるかな。そこなんよ。結局先生に言われているからやりますいう、逆に言うたら、学校の先生も教育委員会に言われているから教えてますいうことになっとるんです。今の構図が。そこを改善させる必要があるように思いますが、30 年度、どのように取り組まれますでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）小学校 1 年生から中 3 まで幅広い年齢層ございますので、その年齢、その学年の実態に応じた働き掛けや指導方法が必要だと思いますので、この件に関しましては、また教育委員会としても、各学校の方に伝え、指導、助言してまいります。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、大江君。

○委員（大江）すいません、心の元気育てる地域支援事業に関わるかどうか分からないんですが、毎年思うんですけども、運動会に行く度にアンケートが出て、挨拶ができてますか、子どもたちが清掃してますか、どうですかって、中学校に行っても、小学校に行っても、同じようなアンケートがいつも書かれるんですけど、あれ、結局、ここの支援事業等、アンケートを取ってどう対処していくかの関連事業かも分からないんですけど、あれ意味があるのかどうか。私たちなんか西に行ってアンケート書いても、子どもの様子なんでさっぱり分からないし、先ほど住吉委員が言われたように、挨拶はほとんどしてないよね、とか思いながら、全然、意図がちょっと見えないっていうか、同じプリントを全部の小学校に配ってるっていう形なんですけど、あれはどのような考えでされてるんですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）この心の元気を育てる地域支援事業の評価にもしておりますし、学校の意図は、それを学校評価の一つの指標としておるものでございます。ただ、今御指摘のとおり、様々な学校において同様なアンケートがある、またその学校の実態もよく把握できてない状況な方にも同様なアンケートを求めているという点に関しては、また改善すべきところもあると思いますので、また学校としっかり協議をしていきたいと思えます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）180、181、全部です。はい、兼山君。

○委員（兼山）学校警備業務委託料ですが、これは、昨年に、29年度に取り組んだ夏休みの、一斉の閉庁のことの学校警備業務、このことでよろしいのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）28年度までの同形態の委託に加えて、昨年度、8月に3日間夏季閉庁日を設けました。それについて補正をさせてもらったと思いますが、それも含めたものでございます。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）昨年度の補正のときにやった分ですね、夏休みに、お盆に休みましょうということで、何かそのことについて、で、条例なりそれを確認したところ、少しそこについてちょっと疑問があるので、ちょっとここでお答えいただきたいんですが、まず

1点はですね、学校という、町のいわゆる町立ですから、学校という施設を一斉に職員、学校の先生、一斉に休ませるっていうことについて、それは本当に大丈夫なんかということです。例えばですね、学校以外の建物でいうと、保健センター、ちょっと管轄が違いますが、そこを一斉に休ませるっていうことはやっぱりあってはならない状況でありますけど、教育委員会、今回そういうふうに言われている部分の学校の職員を一斉に休ませることについて、これは問題ないんかどうか。まずそこについてお答えいただけますでしょうか。

○委員長（崎本） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） はい、夏季休業中3日間、学校を閉庁することによっての問題があるかないかということございましたが、緊急のことにしましては、閉庁日その際にも対応はいたします。また、その他のものにつきましては、学校教育課の方はもちろん、職員の方はおりますので、学校教育課の方が代わって対応するものがございます。この3日間の夏季閉庁で学校に先生方がいない状況でも、大きな支障はないというふうに判断しております。

○委員長（崎本） 兼山君。

○委員（兼山） 先生の負担を軽減するために休ませるっていう考えはよく分かりますし、そうあるべきだと私も考えておるんですけど、学校に関する、教育委員会に関する、実施に関する規則なんか、職員の服務規程なんかを見ましたら、例えばちょっと聞くんですけど、今回の3日間の休業は平日に当たるんです、何日ですか、ちょっとそこに今回、何日っていうのを教えていただけますか。

○委員長（崎本） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 平日の3日間を考えております。

○委員長（崎本） はい、兼山君。

○委員（兼山） そうしますと、今の学校教育に関する規則、海田町立のですね、その規則、小中学校の、平日と書いてないんですね、日曜日及び夜間における管理を管理人さんがするっていう、そういうふうに出ている中で、やはり平日で休ませるということが本当に良いんかどうかということをお聞きしたいんですけど。小中学校の管理に関する規則は、管理に委託するのは日曜日と祝日と夜間だけですってところに対して、今、平日も管理を委託します、問題ありませんってところには、私が疑義を唱えてるんですけど、そこについてはどういうお考えでしょうか。

○委員長（崎本）はい、教育長。

○教育長（田坂）夏季休業の平日 3 日間を学校閉鎖することについては、県全体で取り組んでおりまして、県立学校、それから市町も同様に対応しております。その平日の休業につきましては、実際、教職員のサービスは年次有給休暇や夏季休暇等をそこに集中させるということで、休日を取りやすい、休暇を取りやすくしているものです。その間、教職員が来なくていいようにしてる訳ですから、その時間帯、警備の方に来ていただいております、で、そのことについて、規則で言いますと、確かに、私も詳細全部今分かりませんが、元々土曜日、日曜日、夜間の警備をしていただいているものの準用しているところなので、正確でない部分があるかも知れませんので、必要に応じて、その改正はしていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（崎本）兼山君。

○委員（兼山）去年の 6 月の補正のとき、教育長同じことを答弁されたんですね。今回も多分そうだろうなと思って、私、6 月の質疑のときにも、その答弁がなかったら答弁、質疑してたんですが、来年は、またそういうことを改めて、条例なり規則なりを今の 3 日間に平日に警備を実施することが可能だということのをうたってる訂正があるのかなと思って、今回、待ってたんです。また同じ答弁になってくることになってまして、本当にこれは、これから、まだ、夏休みまでに期間があるんですけど、条例なり規則なりにあった方向に変えていける余地はありますか。

○委員長（崎本）教育長。

○教育長（田坂）御指摘を頂きながら十分な対応ができておりませんで、大変申し訳なく思います。8 月までには期間もございますので、もう 1 回、条文を精査いたしまして対応させていただきます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、182、183、はい、桑原君。

○議長（桑原）小学校改修事業、放送の聞こえない教室が一部あるということで説明があったと思いますけども、現在どうなのか聞いてみたい。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現状でございますが、放送が入らない頻度が年々高まっているという状況でございます。ちょっと言葉が適切でないかもしれませんが、入る日もあれば

入らない日もある。で、入らない日の頻度が数年前から出てきており、今年度に関しては3回のうち1回は入らないという状況が続いているというふうに確認しております。

○委員長（崎本）はい、桑原君。

○議長（桑原）工事完了まで、じゃあ、その教室にはどういう対応していきよるか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、工事完了までは、まず6年1組の教室に放送が入らない状況でも、現時点では、例えば隣の内のクラスからの放送が聞こえてきたり、廊下の放送が聞こえてきたりということで、学校は対応するというふうに考えております。ただ、こういう状況は良くありませんので、一刻も早くということで、5月の運動会にはこの放送設備を使うと聞いておりますので、それまでには工事を完了する方向で、今、動いております。

○委員長（崎本）はい、桑原君。

○議長（桑原）具体的に、5月の運動会までにはこの工事を完了するというので、今伺ったような気がするんですが、だからそれまで、全く聞こえない教室、隣の放送が聞こえとる、隣の部屋ならいいけども、聞こえない所は、どのように今対応してるし、今後工事までどう対応していくのか、それを聞いてるんです。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現時点では、先ほども答弁いたしましたように、隣の部屋若しくは廊下から聞こえる放送での対応ということに、学校にはしてもらっております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）今の放送設備の件ですが、これ、海小と東小だけですか、調子が悪いのは。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）放送施設に関しては海田小学校だけでございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）ちゃんと小中学校全部点検した方が良くように思いますけども。というのも、海中の卒業式、町長と教育長も行かれておりましたが、生徒の名前を読むときにマイクが途切れ途切れになったんです。そういうこともあるんですね。ちゃんと事前チェックしたにもかかわらず。やはり一度ね、けちらずに全部点検して、直すんならこれ直すで、これ年度当初予算じゃなくて補正予算で上げて、もうとっとと直しとった方が良かったんじゃないかと思うぐらいなんですよ。ちょっとその辺、30年度改善できない

ですかね、点検、修理。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、まず学校6校の放送施設等の状況について、学校教育課の方でしっかりと把握をしていきたいと思います。

○委員長（崎本）そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら184、185。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、186、187。はい、住吉君。

○委員（住吉）教育振興用備品が250万減っておりますが、何が減ったのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、教育振興備品に関しましては、各校からの要望を受けて、精査して挙げているものでございます。例えば、昨年度で言えば、大きなのは、海田東小学校のスクリーン、体育館のスクリーン等がございました。そういった大きなものがなくなったことによる減でございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）逆に給食用備品が29年度は89万7,000円だったものが200万ぐらい上がっておりますが、これは何を購入されるんでしょう。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）187ページの一番下にございましたように、フードスライサーとか、これまで使っていた給食の機器が劣化したものにより、更新したことがこの増の理由でございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）フードスライサーは別に金額を挙げておりますが、この280万9,000円の中にこの175万1,000円が含まれておるということですか。

○委員長（崎本）はい、教育次長。

○教育次長（石川）フードスライサーは175万1,000円でございます。備品につきましては、東小の冷凍庫、消毒保管庫、こちらが約138万円程度、南小学校のガス回転釜、こちらが140万円程度でございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）なかったら 188、189。はい、住吉君。

○委員（住吉）学校司書、これ、図書室の先生のことでしょ。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、学校の図書室の先生のことでございます。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）これ、28 年度に比べて 29 年度は勤務時間、減らされてますよね。30 年度も同じように少ない勤務時間のままでいくんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）29 年度同様で進めていきたいと思っております。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）これ何で減らしたんですかね。

○委員長（崎本）はい。暫時休憩します。再開は 10 時 25 分。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 14 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に続いて委員会を再開いたします。はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、先ほどの御質問について答弁いたします。まず、社会保険の対象範囲が変わったことにより、28 年度のままですと、社会保険の適用範囲内になってしまう、実際に各学校の方にそのことをお伺いしまして、現場の声を聴き、ほとんどの方が社会保険の適用外、今の扶養の範囲内で収めたいという御意見を賜りましたので、勤務時間の方を、28 年度から 29 年度、減らしたものでございます。30 年度も同様の雇用体系となっております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、富永君。

○委員（富永）13 番の下、樹木管理業務委託料ですけれども、海田中学校の北側の藤棚を去年は剪定していただいて、あれ近所の方が、葉っぱの問題とかで切ってほしいと言っていて、すごく喜んでいらしかったのがいいんですけれども、切った後の上の方に、這ってる蔓とか葉っぱとかがそのまま残されたままで何かそこからまたいろいろぼろぼろ落ちてくるみたいで、それもちょうと何か問題なので、切った後の処理とかそうい

ったことまでちょっと、やっていただけるのかどうか。切るだけ、剪定だから切るだけっていうふうに言われたんだけど、みたいなことをおっしゃってたので、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）剪定をした後の後処理ということなのですが、まずその状況の方をまず把握させていただきたいと思います。その後、学校、またその地域の方に不便を掛けるような状況でございましたら、しっかり業者と協議し対応していきたいと思います。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。190、191。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、192、193。住吉君。

○委員（住吉）共同事務事業で事務機器借上料が去年の倍ぐらい、じゃ、ねえなあ。8万2,000円いうことは29年度に比べて7万円ぐらい増えとるんですが、これは、何か、大きいものを借りるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）新規にコピー機を1台購入するものでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）今、購入って言わなかったか。これ、借上料となっております。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）申し訳ございません、訂正します。新規にコピー機を1台借り上げるものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、194、195。はい、住吉君。

○委員（住吉）中学校競技力等向上対策事業、これは29年度当初予算では部活動講師謝礼というのが挙がっておりましたが、30年度、それが無いのは指導者報酬にひっくるめたということでしょうか、それとも講師というものを雇わないということでしょうか。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 中学校競技力等向上対策事業でございますが、運動部の部活動だけでなく文化部の指導者の方も対象としております。はい。それで、名称の方を指導者報酬という表現に改めたものでございます。

○委員長（崎本） 桑原君。

○議長（桑原） 引き続き、中学校競技力等向上対策事業について。これは、以前から外部の方の指導者をね、積極的に力入れてやってらっしゃったと思うんですが、昨年度、その指導者が辞めたというような話も聞いております。今、何名ぐらいの外部指導者を入れておられるのか。それと、今、中学校に、今、小学校もそうなんかも分かりませんが、充実をした指導者を内部に入れているのかどうか、外部指導者、ここらをお尋ねしたいと思います。

○委員長（崎本） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林） はい、平成 29 年度競技力に係りまして、合計で 11 名の方を対象としております。全ての部活動、全ての活動にカバーできないところもございますので、これで十分だとは思っておりません。引き続き、適切な指導員の方が配置できるように努力していきたいと思っております。

○委員長（崎本） はい、桑原君。

○議長（桑原） 今、野球とサッカーというのを、重点的に考えてみても、バスケットもバレーもそうなんでしょうけども、サッカーと海田中学校、サッカーが、監督がいいところから来たよという話も聞きましたし、野球は一時辞められたということで、手薄になってるんじゃないかというふうに聞いておりますけども、昨年度、西中の野球部の外部指導者については、かなり真面目に一生懸命、卒業式であつたり参観日であつたり、そういったことも含めて、子どもたちの姿勢を見て、ということについては非常に効果的であつたりとか、子どもがスポーツを学ぶということについては、すごくいい姿勢を学んできたなあというふうに実感として感じてます。海田中学校については、子どもたち、野球部の顧問の方との折り合いが悪くて辞められたということを聞いておりますけども、ここら辺りの教育委員会としての学校教育に絡んで、そういった教育、その中で、クッションになっていくということについてはどのように考えておられるでしょうか。

○委員長（崎本） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 指導員の方を配置した後のフォローと把握ということでございますが、十分にそれができていたかと言えば、まだまだ、教育委員会として行える部分が

いくらかあると思います。配置するだけでなく、配置した後の学校への聴き取り等も含めて、来年度、この事業が有効に回るように対応していきたいと思います。

○委員長（崎本）はい、桑原君。

○議長（桑原）じゃあ海田中学校の野球部については、まだ見つかってないということでよろしいですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず学校の方の要望等、学校の校長先生なり学校の方の要望等を確認してからの対応となります。例えば、学校の方でこのクラブとこのクラブに欲しいという要望を聴き、それについて対応するものでございます。現在、海田中学の野球部に関しては、学校の方からそういった要望等がございませんので、今は対応していない状況でございます。

○委員長（崎本）はい、桑原君。

○議長（桑原）いや、教育委員会として、やはりスポーツを強くしていくんだっていう、海田はスポーツのまちだということを奨励してる訳でしょ。そういった意味から言うと、現場から要請がないからで済むのか、それを、現状を見て、もっと強くしなきゃいけないねという、そういった教育方針というものが、ビジョンとして浮かんでこなきゃいけない訳なんじゃないですか。そういった意味から言うと、海田中学校の野球部は、昔は強かった。御存じのように、5人も6人もプロ野球の選手を輩出してる。これは、有名な中学校ですよ。そういったところの野球部を強くしていくんだという町長方針の下で、スポーツのまちかいたっていうことをやってらっしゃるんじゃないですか。それを、現場から声がないからそれでいいんだということで済ましてらっしゃるから、今のような体たらくな野球部になってくる訳です。さっき言うたように、西中学校の外部指導員については、非常に今は真面目な、授業参観に参加したり、卒業式に、この間も来ておられましたね。そういうことをやっておられる指導者の方もいらっしゃる訳ですよ。そういったところを見習っていただいて、海田中学校にもそういった配置をしていく、その方針を立てていくっていうのが、教育委員会の考え方じゃないですか。是非聞いてみたい。

○委員長（崎本）はい、教育次長。

○教育次長（石川）3年ほど前から、こちらの競技力向上ということで、陸上部、野球を中心に、競技力を活性することにより、子どもたちが輝く部活動にということで、措置

をしていただいたものでございます。海田中学校の野球部につきましては、今、おっしゃるように、途中で、自ら引かれるというようなことがありましたので、そこについて、教育委員会の関わり方が、もう一度、中に入って、学校とのつなぎ役が不十分であったなというところ、反省はしているところでございます。今、指導者、もう一人、学校の中には当然顧問の方っていうのがいらっしゃいます。その顧問の方が、またその競技が、得手不得手っていうのも、そのタイミングとか、バランスというのがございます。ですので、必ずしも学校の要望がそのまま全てということでは決してございません。教育委員会と学校との連携の中で、子どもたちが輝けるような指導者を一緒に探させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。はい、大江君。

○委員（大江）今に関連してですけども、この、今の指導者入ってるクラブですね、それをちょっと教えてください。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい。学校別に行かしてもらいますが、まず、海田中学校では、陸上部、サッカー部、それと、家庭科部でございます。続いて、西中学校、サッカー部、野球部、バスケットボール、陸上、茶道部、文化部でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、富永君。

○委員（富永）指導者報酬というのは、単発で来られる方も対象とされているんですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）単発の指導者についても、対象としております。

○委員長（崎本）富永君。

○委員（富永）海田中学校は、以前、吹奏楽部が、全国大会でも金賞を取ったりするぐらい、力も入っててレベルも高かったところが、一時期ぐんと下がって、今、先生も力を入れてされているんですけれども、この先生方にも、何かこう、例えばその全国吹奏楽コンクールの前とかはいろんな学校では、やっぱり単発でいろんな指導者さんと呼んでやってらっしゃるので、そういった声掛けもどんどんされて、西中にも海中にもされていてはいかがかなと思うんですけれども、どうですか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、今、委員に御提案いただきましたが、吹奏楽も含め、こちらの方から積極的に、学校の方に、様々な、これまでない活動形態でも活動するように

声掛け、働き掛けをしていきたいと思います。

○委員長（崎本）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、196、197 ページ。はい、住吉君。

○委員（住吉）社会教育委員会運営事業、こちらが資料 37 の予算の概要の 10 ページに載っておりますが、生涯学習体制の充実強化とはどのようなことを考えていらっしゃるでしょう。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）32 年の新海田公民館開館を好機と捉えまして、社会教育施設の役割分担の見直し、運営体制、講座のあり方など調査研究してまいることでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、桑原君。

○議長（桑原）今の、住吉委員の追加ですけども、何名で何回増しっていうことになるんですか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）ただいま 13 名の社会教育委員さんを 19 名に増員いたします。回数につきましては、現在 2 回のところを 7 回に増加いたします。

○委員長（崎本）はい、桑原君。

○議長（桑原）具体的に言うたら、どこをこれだけ増やして、どこを目指してるのか。これらのビジョンが分かれば。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）例えばですけども、今現在、文化活動やスポーツ活動において公民館講座やあるいは体育協会、それからスポーツ少年団、音楽系の委員会等、いろいろな団体がばらばらで活動している実態がございます。そういったものを、例えばですけども、仮称の海田公民館の事務局で一元化して、皆さんが御利用しやすいような、そういった体制について検討していきたいというようなことを考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、198、199。ありませんか。はい、富永君。

○委員（富永）公民館管理運営事業の施設修繕料、これはどこを修繕されるのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、海田東公民館長。

○海田東公民館長（大濱）これにつきましては、箇所付けはしておりません。優先順位を考慮しながら、適宜修繕していくものでございます。

○委員長（崎本）はい、海田公民館長。

○海田公民館長（中垣）はい、海田公民館につきましては外壁3か所ほどですね、クラックが入っておりますので、その修繕、それから、過去3年間の平均によりまして箇所付けのないものを70万計上しております。

○委員長（崎本）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら200、201ページ。はい、佐中君。

○委員（佐中）公民館の建設事業についてお尋ねをいたします。これまでの説明では、13億8,815万という数字を挙げられておられますけれども、今回、8億2,500万、債務負担行為で次に進むというのも併せてですね、13億いくら、8,000何ぼ、ですけれども、消費税が来年10月から上がる訳ですよ。それも含めての概算なのかどうか。それをお尋ねします。

○委員長（崎本）分かりますか。はい、生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）はい、現時点の税率でもって算出しております。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）それでは消費税の問題も、まだ決まってないんで、予定で。今の答弁では、まあ分かるのは分かるんですが、全体として、今やられとる、この間12月の22日のこれは、特別委員会に出された資料を基にして発言をしておるんですけれども、総額13億8,800何ぼね、この総額は、この予定で、ずっとこのいくという、こういう方針なのか、それとも、途中いろんな問題が起きてきて、これを変えられるのか、今、挙げられとるのは、8億2,000何ぼですね、31年度については、債務負担行為で5億6,000万ということですが、これの変動は、微細はあるかも分からんけれども大幅にはないというように思うんですけども、その辺はどうなんか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）はい、現時点においては、先日の議会でお示した数字でもって考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）確か大江委員の一般質問の中で図書館の何か機械が、随分前から壊れとる

という答弁がなされましたが、その部分について、再度、いつからこういった機器が壊れているか、説明を求めます。

○委員長（崎本）図書館長。

○図書館長（岩本）視聴覚資料の視聴用の機材が、平成 15 年度取得のものなんですけれども、故障する度に修理はしていましたが、28 年度の時点で故障しまして、業者に修理をお願いしましたが、部品等も、古い機材ですので、揃わないということで廃棄をしています。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）これは、もう直さないということですか。

○委員長（崎本）図書館長。

○図書館長（岩本）そのとおりでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、桑原君。

○議長（桑原）公民館整備事業ですが、これまで行ってた事業、新しい公民館になってその事業ができない、あるいは廃止するという事業も教室もあるんだろと思うんですね。今まであった、分かりますか。今までやってた教室が新しい公民館になって、その事業が廃止になるっていう可能性もある教室もあるんじゃないかと思うんですが、この辺りはどうかということと、外の駐車場に、陶芸室があると思うんですね。これは、前々からそうになったらどうするかということで、お尋ねをしたところもあると思うんですけども、ここら辺りが、はっきりした答えが出れば、そこを聞いてみたいのと、あっちと一緒になればいいじゃないか、こっちと一緒になればいいじゃないかという話ではないというふうに思うんですね、地元の方は、そこで長年の間一生懸命教室でやられたことについて、じゃああっちの方の東と一緒になればいいじゃないかとかいう話もちょうと聞きます。その辺り本当にそう思ってるのかどうか、そこら辺りを答弁ください。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）はい、全体的なお話につきましては、先ほど申し上げた文化協会等の設立の中で、全体としてどう扱っていくかというふうな議論は進めてまいりたいと思います。後段の、例えば陶芸教室の話がございました、新しい公民館には陶芸室の整備を予定しておりませんので、じゃあどうするかということがございますけれども、可能であればですけども、例えば現公民館にある陶芸窯を残して、それを、暫定的ではありますけれども、利用するようなことが可能かどうかというふうなことについて、

これについてちょっと教育委員会だけでは判断できないところがございますので、庁全体として協議をしてまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。住吉君。

○委員（住吉）さっきの図書館の話ですが、その視聴覚用機材はもう現在はないというふうに捉えますけども、それはなくて支障がないということですか。

○委員長（崎本）図書館長。

○図書館長（岩本）元々利用の頻度が、もう低くなっておりましたので、そのまま、廃棄後は設置しておりません。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）今現在、DVDの方は廃棄しておりますが、早々に購入するようにしております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら202、203、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（崎本）なかったら、204、205。はい、住吉君。

○委員（住吉）人権教育事業で29年あった講師謝礼というものがなくなっておりますが、これはもう消耗品だけ買って終わりということでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい、昨年度までは講演会で謝金の方を払っておりましたが、ボランティア団体さん、人権擁護委員さん、こちらの方と協力をして、費用の掛からないように進めてまいります。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、206、207。はい、兼山君。

○委員（兼山）207の旧千葉家の管理運営事業なんですけど、魅力推進のときにもちょっと千葉家の設置管理条例のことで触れて、質疑をしたんですが、それでいろいろほかのふるさと館なんかも、いろいろ設置管理条例を見ましたら、どうも教育委員会に対する事務の委任規定が、ふるさと館にはあるんですけど、旧千葉家については、規定されていないんですね。ですからちょっと千葉家の扱いが、今回の予算委員会の中で、教育の目的

に資することを書かれているんですが、観光を目指してるようで、ちょっと千葉家の扱いとかあり方が宙ぶらりんとか、まだ定まってない状況の中で、ほかの調べてみたら、ふるさと館のように、そういうことを規定をするのかしないのか。千葉家住宅については、事務委任規程は、依頼する考えはあるかないか、どうでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）千葉家住宅の設置及び管理条例というのが御指摘のとおりございます。ここの中では、旧千葉家住宅の保存及び活用を図ることが1点、それから、併せて、町民の教育への寄与及び歴史に関する知識並びに教養の向上に資することを目的としてと、これについての教育委員会で所管しているところでございます。今おっしゃった、今回の改修につきましては、先日の町長の施政方針の中にもございましたけれども、観光振興につながるような活用を視野に入れた改修ということで、今回、そういったことも可能かどうかということも含めて、検討委員会を立ち上げて改修をするものというふうに考えております。

○委員長（崎本）兼山君。

○委員（兼山）観光振興という項目がない使用目的で魅力づくり推進課のときには話したんですが、それで、教育委員会とコラボする考えの中で、その設置管理条例は変えていくんだろかなというような答弁を2日前には言っていたんですが、今回ここで言わせていただくのは、事務委任規程の中にふるさと館は書いてあるんですけど、旧千葉家のことは書いてないんで、これは早々に書くように依頼する考えがあるのかないのかどうか。書いてないんですね、事務委任規程の中に。だからそこについてどうでしょうかというお考えです。

○委員長（崎本）はい、教育次長。

○教育次長（石川）旧千葉家にはついては、本来、元々教育委員会所管のものということでの事務委任がないという整理でございます。

○委員長（崎本）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、208、209。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、210、211。はい、住吉君。

○委員（住吉）こちらはスポーツ推進委員なんかスポーツ団体、体育協会なんか知りませ

んが、保護者からクレームをもらったんです、小学校の。各小学校でソフトボールチームを作れ、昔やりよったんじゃないけえ、ユニホームもあるじゃろうって言われたいうて。もちろん各4小学校のPTA、やりたくない言う。そもそも大昔にもうソフトボールやめとるんで、ユニホームなんて残っとらんのですよね。それなのに残っとるだろう言われたいうて。挙句の果てには男の子だけ、いうクレームを頂きましたが、これは事実でしょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）現在、体協のソフトボール部の方で、委員おっしゃるとおり大会の方を企画されております。できましたらユニホームをということですが、もしできないようであれば、ゼッケンを付けてということも考えられておりますので、それはユニホームなくても対応できるような方向で進めておられるように考えておられます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）やりたくないものを、何で押し付けるんですか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）一応、参加をお願いしているもので、無理強いをしているものではないと考えております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）各小学校の意向を聞いているはずですよ。4小学校ともやりたくない言ってる。そもそも、今、子ども、あれこれスポーツクラブに入ってるんです、やりよる子は。そう考えたら、始めたところで参加できる人数いうのは知れてますし、手伝える保護者は限られてくるから、負担が大きいんですよ。大昔の我々が小学校の頃の感覚のまま、今の保護者にやりよるでしょう。何十年前の話かいうて。何でそんな時代錯誤な方法を取られるんですか。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）この度の大会の目的は、スポーツを通じて挨拶等を子どもたちに教えたい、そういう一面も持っておられて、こちらの方を進めておられるものでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）保護者が聞いた説明じゃあ、カープが優勝したんじゃないけえ、やろうや、でしょ。挨拶云々なんてことは聞いてないですよ。そもそも、なんでそうやって旧態依然

とした古臭い考え方でやるんですか、今の御時世に。共働き世帯は、30年前に比べて2倍近く増えてるんですよ。でも所得は30年前と一緒にというぐらい余裕がないんですよ、保護者の中にはパートを掛け持ちしとるのもありますし、ひとり親家庭のおかあちゃんにだって夜勤で子どもを養つとるんですよ。そういった状況を見無視して何が生涯学習ですか。一部の人間の自己満足でしょうが。なんで時代背景を考慮しない、各家庭の事情を考慮しない、そんなことをやって、何が挨拶ですか、何が生涯学習ですか。僕が聞いている各小学校のPTAの意向は、やりたくないいうて。それでもやるんですか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）開催については、体協の方と、もう一度、検討協議をしてまいりたいと考えます。

○委員長（崎本）はい、その他、兼山君。

○委員（兼山）織田幹雄継承事業のことなんですが、この記念館のことについて、今回、私、設置管理条例とかいろいろずっと調べてる中で、今回もそういう視点からちょっとお尋ねしたいんですが、もちろんこれ、織田幹雄記念館ということになってきますと、当然のごとく設置管理条例が必要になってくるというふうに考えておるんですが、例えば、ほかの施設を見ましたら、海田東児童館でしたら、町民センターの中にありますし、同じ住所であることなんで、今回も海田公民館でしたら、その中に、織田幹雄記念館という名前になると思うんですけど、それがああるということなんですけど。ですからこれは設置管理条例については定めることが必須であると考えるんですけど、それは、考えていらっしゃるかどうか。設置管理条例はもう考えているか、示されているのどうか、まずちょっとそこについてお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○委員（兼山）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）はい、設管条例等につきましては、先進事例等々を調査研究して進めてまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）ほかに、兼山君。

○委員（兼山）それで、今から考えることで、もちろん考えていただきたいんですが、いわゆる今の魅力づくり推進課と今、説明もかぶってますし、教育委員会と、いい意味で言えばコラボなんですけど、その設置管理条例のあり方としては、教育委員会の管轄の中の設置管理条例なのか、いわゆる魅力づくり推進課に該当するような、どちらを定める施設になるんでしょうか。そこまでお考えいただいていることなんでしょ、どうで

しょうか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）はい、新しい海田公民館につきましては、教育委員会所管で建設を整備するものでございます。織田記念館につきましては海田公民館中の一部併設するものでございますから、当然、教育委員会の中で所管していくつもりでございます。

○委員長（崎本）兼山君。

○委員（兼山）魅力づくり推進課の説明では、今後、すごく良いことなんですね。織田幹雄さんの偉業を全国に発信したりするために、東京に渋谷区に行ってとか、いろいろそういうことをうたっておりまして、非常に良いことなんですけど、その思いと教育委員会の思いが今の答弁を聞くと、擦り合っていないのかなってところ、ちょっとまだじっくりこないんです。結局、私が言いたいのは、そこまで織田幹雄さんを町内外に発するんだったら、教育委員会の管轄じゃないんじゃないかなと、設置管理条例は。そこについて協議してるのかなってということについてお聞きしたいんですが、やっぱり、設置管理条例というのは大事なことでありまして、そこがあって、物事が動く訳ですから、そこはどうでしょうか。

○委員長（崎本）企画部長。

○企画部長（鶴岡）魅力づくり推進課で担当する観光の取組でございますけれども、魅力づくり推進課におきましては、町内のいろんな魅力資源を活用して、いろいろ観光とかに取り組んでいこうというものでございます。当然、織田幹雄さんもそうですし、旧千葉家もそうですし、総合公園でありますとか、瀬野川とか、町内にあるいろいろな施設をいろいろ、こう、プロデュースと言いますか、いろいろこう使うことを検討しながら取り組んでいくというものでございますので、各所管において、各所管の管理をしていただきながら、それらに付加価値を付けながら、海田町の魅力の方を発信していきたいと考えております。それを進めるに当たりまして、当然、教育委員会であるとか、そういう主管の部署とも連携を取りながら進めていきたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、一般質問じゃなしに予算内の。はい、兼山君。

○委員（兼山）ですから、織田幹雄記念事業ですから、それに関わる建物の条例、設置管理条例というのは必須でありますので、そこを、どちらにも対応できるような条例にしていくというお考えなんでしょうか。名称の中で。観光が入ってるとか、今の魅力を発信するとか、そういったことを条文の中に入れるという考えでよろしいんでしょうか、ど

うでしょうか。

○委員長（崎本） 答弁できますか。一般質問じゃなしに予算の中で。答弁できますか。はい。生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本） 現時点におきましては、織田記念館につきまして、そういった観光云々という文言について入れる、入れないというところまでは考えておりません。

○委員長（崎本） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） なかったら、212、213。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、その他教育関係で質疑漏れがあれば発言を許します。多田君。

○委員（多田） 教育委員会全体なんだけど、予算を決められるときに、各学校に出向いて、各学校の細かい要望を吸い上げるべきだと思うんですよ。例えば、今度の司書の関係のことでも、今言われたように、司書の方に聞いたら、社会保険の範囲内、要するに扶養の範囲内でやりたいという方がおられたっていうことで、減されたというんだけど、実際には、もっとやりたいという方もおられる訳よ。だから、個別で画一的にやるんじゃなくて、個別の学校に行って要望を聴いて、この学校はこういうふうに、いうふうにやるべきだと思うんだけど、これ、予算全体での質問なんだけどね。そういうふうにやっていただきたいと思うんだけど、どうでしょうか。

○委員長（崎本） 教育次長。

○教育次長（石川） 学校教育だけのことではないかなというふうに考えます、学校教育、生涯学習含めて、効果的な予算執行ができるように、現時点での予算がどのように有効に活用されているかということも含めて、事前にしっかり把握して、次年度の予算編成に当たりたいというふうに考えております。

○委員長（崎本） はい。佐中君。

○委員（佐中） 先ほど議長が発言をされた競技力向上の問題で、教育長にお尋ねをいたします。前の教育長にも、私、なんか厳しく言ったら同じことを何回も言うと言われたことがあるんですが、西中にはプールがあって海中にはプールがなくて、区別に差別に常識から見て、非常にこの教育条件が、差が、いろいろこの答弁の中では設置の努力目標じゃということで答弁をこれまで頂いとるんですが、現教育長はどのようにお考えですか。

○委員長（崎本）教育長。

○教育長（田坂）おっしゃられるとおり、プールについては必ず置かなければならないものではないですし、学習指導要領に、水泳が中学校については必須でございませんので、費用対効果をしっかり考えた上で対応すべきだというふうに考えております。

○委員長（崎本）桑原君。

○議長（桑原）むかしの暮らし展、ふるさと館事業ですね。今年もまたこの予算を計上しておられますけども、これ、始めて何年ぐらいになる訳ですか。207 ページ。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）正式な年数は分かりませんが、約 10 年前ぐらいから始めております。

○委員長（崎本）はい、桑原君。

○議長（桑原）近くの小学校からは見に行ったりなんかしてらっしゃると思うんですけども、一般の来館者、どれぐらいいるんですか。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）今、手持ちにありますが平成 29 年の小学校の利用回数なんですけど、29 年は小学校が 12 回、中学校が 1 回御利用いただいております。

○委員長（崎本）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）ちょっと一般は持ち合わせておりませんので、また、御連絡させていただきたいと思います。

○委員長（崎本）後から提供してください。はい、桑原君。

○議長（桑原）今後のふるさと館のあり方、ね。どういう活用方法をしていくのかっていうことね、先々週末ひな祭り、私、展示を見に行きましたけども、下には、三村さんのユニホームね、とか飾っていましたが、そういうことがない間ね、どういう、今後、活用していくのか。あれだけの建物を。いつまでもいつまでも、悪いとは言いませんけども、むかしの暮らし展、これをずっとやってらっしゃるのも良いけども、もう少し活用する方法があるんじゃないかというふうに思うんですね、この大きな予算を掛けてね、やっていらっしゃいますけども、そういった、30 年度以降のビジョンはどうなんかなと思ひまして。

○委員長（崎本）はい、生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）はい、先ほど、新海田公民館の建設に併せて生涯学習体制の充

実を図ってまいりたいということで、社会教育委員さんの増員と回数を増やすというお答えをしたんですけれども、その中で、併せてですね、例えば、今、ふるさと館の中に織田幹雄さんのコーナーがございますけれども、それは新しい海田公民館に移るなどございますので、その辺も含めてこれから検討させていただきたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。はい。生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）すいません、先ほどのお問い合わせのむかしの暮らしの延べ来場者数ですが、平成 28 年で 1,607 名でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、富永君。

○委員（富永）昨年から 29 年度から始められた通級クラスですけれども、その項目はこの予算の概要の 9 ページの教育指導員配置事業でよろしいのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、通級に関しましては特別支援教育の方に入っております。この教育指導員とは別でございます。

○委員長（崎本）はい、富永君。

○委員（富永）すいません、去年の、ちょっとチェックしないんですけども、人数、指導員の人数とかは増えたりとかっていうのはないですか、今年は。

○委員長（崎本）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）通級は県費本務者となっておりますので、30 年度も 2 学級を考えております。

○委員長（崎本）はい、富永君。

○委員（富永）保護者の方もやはりこれすごく喜ばれていて、多分、希望者がすごく多いと思うんですけれども、その希望に対しての人員は、それ、合っているのか。増やしてほしいという希望とかは保護者の方からは出てないのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）通級に新規に入級したいという保護者の声ですが、今年度も教育支援委員会におきまして、来年度、新規に入る方、又は継続する方についての審議を行いました。その前に、各学校におきまして、保護者からの要望の方はしっかり把握しておりますので、現時点で、来年度も 2 学級ということで適切に保護者の方の御意向も踏まえて対応してるというふうに考えております。

○委員長（崎本）ほかにございせんか。はい、大江君。

○委員（大江）不登校の分ですけれども、この青少年サポート事業のところで、不登校がかなりおられるんですけれども、その中で、学校を替わりたいていう子どもが多分出てると思うんですが、その場合に、現在の教育委員会の規則では、いじめとかクラブとかいろんな条件があるんですけれども、その状況をちょっと緩和して、学校を替わることによって、この不登校の数が減るとかいうことは思われなんでしょうかね。ちょっとそこをお尋ねしたいのと、不登校で学校を替わりたいていう要望があったということがあればお聞きしたいんですけど。

○委員長（崎本）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はい、不登校が理由で、通学する学校を変更ということにつきましては、その不登校、まず、学校を替わるためには、いじめとか大きな事案が発生しましたら、検討するものでございます、先ほど委員がおっしゃったとおり。ただこの不登校というもののだけで不登校で即また学校の方を変更ということにつきましては、現時点では考えておりませんが、実際にその保護者の方の声を聴き、その不登校の要因がいじめに当たるものとか、その他重篤なことに關するものでありましたら、その点に關しましては検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）その他、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で教育委員会關係の審査を終わります。暫時休憩いたします。11 時 20 分、再開いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

特別会計予算の審査を行います。

初めに、第 13 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田君。

○委員（岡田）この 13 号議案は、県単位化に移るための条例改正だと思うんですけれども、まずそこをお願いいたします。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）はい、国民健康保険法が改正され、国民健康保険が都道府県単位化されることに伴う条例改正でございます。

○委員長（崎本）はい、岡田君。

○委員（岡田）この中で葬祭費いうんですかね、2万円が3万円に上がるというふうなのが含まれておるんですけども、これ、これは良いと思うんですけども、この、思うんですけども、今の県単位になるというので、今の都道府県にこれが都道府県じゃない、市町村が事務運営を شدしたのが、かなり以前の1961年ぐらいですかね、それから60年ぐらい経って今度県単位になるというのは、ものすごく大きな改革なんですけれども、県もそうなんですけれども、ものすごく、こう、市町村から県単位に移るのに、もう、今審議をして、もう、4月から移るというふうなのは、どうもほかの条例だったら、最低でも半年とか1年ぐらい前でないといけんと思うんですけども、何でこういうふうな、もう来月かぐらいに移るのに、今、大きな条例を改正する訳ですけども、せにゃいけんのんかというのをまずお伺いします。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）この度の改正に関わるそもそもの法改正におきましては、平成27年の5月に公布されました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づくものでございます。法改正自体は平成27年度にあり、その施行が30年の4月1日ということで、それに合わせて条例改正を行うものでございます。

○委員長（崎本）はい、岡田君。

○委員（岡田）法的にはそうなんですけども、この議論そのものは、もうずっと以前から行われて、2003年ぐらいからもずっと行われてきとって、いつになるんかないうふうな格好で、今、ほかの県でも、県のこの条例も変えないけんから、県でも去年の12月議会でこういうふうな条例が出るような格好で、それを受けて今度3月というふうな格好になるんだけど、何か大きな改正なのに、何かこう4月からというのが、どうもね、今の、例えば町の自転車の金額を上げるいうのも、この議会で決めて、通ったら来年の4月からでしょう。でも、こういうふうな大きなのが、もう4月から上がるいうのは、どうも、合点がいかんのんですけどもね。どういうふうに、その辺のところの、事業が、中々、どういうふうにもまずお考えなのか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今回は、法に基づく制度改革に合わせての条例改正でございます。

今回の制度改革が、大きなところは財政運営を県が一体的に担うというところで、市町の事務におきましては、基本的には資格管理、収税対策、それから収税の業務とそれから給付費の対応とか、基本的には、やっているものは変わらない部分が大きくありますので、今回は、葬祭料の改正とか、制度改革に合わせて条例改正させていただきましたので、4月から事務も円滑に進むというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、岡田君。マイク。

○委員（岡田）今のこの国保制度ですよね。これ、今の県の国保運営方針ですか、あれには、相互扶助の精神というふうなことが書いてあるんですけども、本来、これは相互扶助じゃなくて、社会保障な訳なんですよね。その辺のところの認識いうんかは、どういうふうにお持ちでしょうか。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）健康保険制度というものが、加入者の保険料及び国保においては公費などの投入において医療費を賄っておりますので、そこは、加入者の負担能力に応じた保険料を支払っていただくという相互扶助の考えの下の制度だと考えております。

○委員長（崎本）はい、岡田君。

○委員（岡田）そうは言われてもね、国の方の国保法の第1条ですかね、これには、社会保障というふうな言葉が明記されておる訳なんですよね。で、なのに、今の県の国保の運営方針、これにはそこだけが強調されて、だから、今のような格好で、相互に支え合うんだというふうな中で保険料がどんどん上がっていったら、そりゃみんなで負担せにゃいけんというふうな考え方になってくると思うんですけども、だから、国がどんどんどんどん国保財政に対する予算を5割ぐらいだったのを2割ぐらいまで減らしたというふうなことがある訳なんですけれども、やはり、社会保障の立場というふうなのに立って国保を運営していかんやいけんのだと思うんですけども、なんかその辺のところが、もう相互扶助だから保険料が上がっても我慢してくれというふうに感じる訳なんですけども、そこら社会保障じゃあないというふうにお考えなんではなかね、この制度そのものが。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）国民健康保険制度におきましては、社会保障制度の一つで、保険

税と公費で運営される相互扶助による公的な医療保険制度だというふうに認識しております。したがって、保険料だけで賄うものではなく、公費の投入があるというところで、公的な医療保険制度だというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに、はい、佐中君。

○委員（佐中）国保の皆保険ですね、全部が医療保険に、国保以外でも社会保険に入るとするのは、皆保険なんですけれども、これが、市町ごとにやっていたのが、全県に統一をされる。ここの議案が、その入り口なんです。で、いろいろ福祉厚生委員会の中で、いろいろこう学習もし、私ども、県庁に行ってますね、担当課から、課長から説明を聞いて、中身は大体こうなるというのは分かりました。今、説明員の方から、いろいろ聞きましたけれども、中身については、ほぼ把握はしておるんですが、入り口は、確かにそう上がらなくて、下がるときもあるし、しかも、資産税がちょっとは続くけども、将来はなくなってくる。良いところもあるのはあるんですね。しかし、そのことによって、3年、6年のその後について、大幅に上がるから激変緩和措置という方法を取ってあるんですね。私から見れば、政治をやるもの、町長、副町長ですけれども、議案を出す度にですね、どんどん悪くなってくる。これはね、これに限らずですね、次に出てくる介護にしても、後期高齢者のそういう医療保険にしても、どんどん引き上げてですね、私ども議案に対して良くなることは、もうどんどん賛成してあるいは提案をしていくんですが、国の法に基づく、県の条例に基づく、町の条例がこうして変わると、もう、例えば、国保の税、税として地税法で取り立てを厳しくやりますから、入り口は確かにね、今年度は、安くて良いかと、あまり反対もできないような状況を作ってますね、何年か後にはもうすごく上がってますね、そのくせ、入ってくるものはどんどん少なくなってくるというような、さっき社会保障、あるいは相互のそういう、お互いが助け合う精神というような、あるのはあるけれども、本当はやっぱり、これまで日本を築き上げてきたそういう人たちのそういう、医療費の問題、介護は別として、そういう問題についてね、やっぱり町長、もっと積極的に、弱い人の立場に立つ、私いつもそう言うんですが、もう大企業はものすごく金を儲けてですね、もう400兆円から内部留保金を持って、なかなか国民には、ばらまかない。けども、こういう医療保障とかそういう問題について、もう、厳しく取り立ててね、料と税と、そういう負担ですよ、これが、もう、どんどん、ずうっと上がってきとる、今の政治なんですね。年ごとにみるとわずかですが、5年、10年経ってみると、もう、ものすごい改悪をされて、生きていくことが精一杯と

というようなね、そういう状況。町長、どう見られておるんですか、こういうね、私ども、いつもこう反対をする、共産党、何でもかんでも反対じゃって言うけども、そうではなくて、悪くなることについて反対して、良いことについては、どんどん賛成をしたり提案をしたりしとるんですよ。こういうね、悪くなる入り口について、やっぱり町長、考えてもらわにゃいかんと思うんですよ。職員だけ答弁さして、その、法や条例に基づいてね、やったら、職員は法や条例やそういう例規集に基づいて仕事をしてるんですから、その以前の問題がここに出てきとるんですね。この条例がそうなんですよ。次にあるのは、もう具体的にやる訳ですけども、町長どう考えておられるんですか、それをお尋ねします。

○委員長（崎本）町長。

○町長（西田）委員御指摘のように、今のいろんな背景を説明されたと思いますが、基本的にこの国保の料がですね、扶助費がですね、上昇しているということもあります。それと、人口減少という流れを受けた中に、国が、苦肉の策かどうか分かりませんが、そういう安定化を図る、持続可能な保険料を維持しようということの保険制度を維持しようということのですね、背景の中に、27年に法改正がなされてですね、来年4月から、今年の4月から実施、運営していくという流れだというふうに思っております。で、まず最初、皆保険という考え方は、委員も、そういった意味では賛成という立場のことであると思います。これは、一番、簡単な例を申し上げますと、例えば、今、私が病気で200万の医療費が掛かる、そういった場合には、やっぱり保険料の中から出してもらわないと、一度に200万の料を出せるというような状況生まれ、極端な例でございますがね、そういったところを、皆さんで、扶助していこうという考え方の下に立った保険制度だというふうに思います。これは皆保険はですね、世界の中でもですね、結構良い制度であるというような認めもあるというレポートもあります。そういった意味で、今、市町が非常に苦しんでおります。この国民健康保険に対してですね、それを運営するに当たって、一般会計から拠出しないといけないような状況も生まれてきてる中にですね、国民健康保険だけでなく社保の関係の保険もございます。そういった保険の全体の制度の中で、町は今現実動いておりますので、この国民健康保険に関しては、先ほど申し上げましたように、法は定められて、国からの補助も出てきます。その補助に、上に、我々の、要するに徴収した国民健康保険税ですね、これに基づいて、実際に運用すると、それを、6年間の間にですね、県の全体の医療、どこで受けても均一的な

医療が受けれるという体制づくりの中に、今回提案され、一度にやると、非常に大変です。ので、段階的に保険税をですね、できるだけ、最終目的に持っていくと。その中には、目的は、やはり一般会計からのあてがいですね、これをなくすると同時にですね、県内同じような形で、均衡な保険料に保険税に持っていくという流れで今組まれてるということでございますので、その点を御理解いただきたいということと、委員御指摘のところの皆保険に関しては、私も重々、伺っておりますし、国に対しても、要望活動等もですね、市町連携でですね、行っておりますので、そこらを含めながら、できるだけ国からですね、この補助を、料をですね、増やせるようには活動していきたいというふうに思っております。今回の制度は、そういった意味で、持続可能な保険を維持するという目的でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）町長おっしゃるのはまあ、答弁は分かりますよ、中身は。分かるけれども、前提が、もう県のそういうね、統一化あるいは後期高齢者でもそうですが、もう、75歳以上をまとめてやると。この仕組みが、私は問題じゃいうて言いよる訳ですよ。仕組み。もう土俵に乗ってね、もう、法で決めたからこれに基づいてやる。職員はそれでやらなかったら、怠慢でね、もう、どういうん、仕事は、しないと一緒よね。もう要らないということになるんですが、法でそういうに決められる、県の条例で決められる、県統一でやる。私は、それ以前に医療費の問題は、一元化をして、共済でなくて、全部ね、医療費はまとめて、そういう方向のね、考え方を持って行かんかったら、相互扶助や社会保障が成り立っていかないんですよ。医療費を使えば使うほど被保険者がどんどんどんどん加算されるような仕組みをね、ずっと作ってきた。その仕組みを変えていくのが政治家なんですよ。町長は、海田町の政治家の中で、町民の、責任を負う一番トップにおられる。県とか国にも政治家はおられますけれども、しかし、各市町のそういう首長は、この域を越えて、やっぱり町民に負担を掛けない、県民に負担を掛けない、そのためには国の仕組みを変えていく。今ここに出されておるのは、そうでなくて、国や県の方針に基づいて、流れを決める一番の基が、今、提案をされて説明を受けとる訳です。で、中身については、まあ説明員がね、今、説明をされておる訳ですが、中身はもう大体承知してます。だけれども、このことによって、1、2年は、多少なりとも低い人もおるでしょう。しかし、中間層やいろいろなパターンは10何ぼあったけども、工夫しながら職員はやりよる訳です。だけれども、そうではなくて、将来にわたって、医療保険

が、本当に、日本の今の高度成長を作り上げてきてね、それらに対して、本当に生きて
いって、医療のことについて、心配のないような、そういう国造りを作っていくのが政
治家なんですよ。だから、私はそこを言ってるんです。6 団体がありますが、6 団体
の中でもそういう声を 1 人でも 2 人でも挙げていく、そのことによって、大きく広がっ
ていく。全く何もなくね、あの、全会一致で決まったり何の意見もなかったりしたら
ね、それは、どういうん、この権利を持つとる支配者というかね、それはもう好き勝手
にしますよ。じゃから町民の声を聴いて、本当に困るとる人の立場に立って、やっぱり
行政を進めていく、その立場に私は町長に立ってほしいというように考えるんですが、
どうですか。

○委員長（崎本）町長。

○町長（西田）今、共済を含めた社保と国民健康保険等の一つをまとめて大きな皆保険と
いうような御提案でございますが、今、バランスを見ているのとですね、社保の方は、
数字ははっきり覚えてませんが、二対十何ぼだったと思います。国保の方がものすごく大
きな料を抱えて皆さんで助け合っていると、その中には、国の支援も成り立っていると、
共済の方は別でございまして、その運営されている、そういった制度の違いの中のもの
を一つにくくるといえるのは、やはり基本的には、我々市町ではなくて、やっぱり国がど
ういった形の今からの社会保障、医療関係も含めてですね、それを進めていくというの
が基本でございますので、そちらの方で御議論をしていただきながら、我々は、あくま
でも、今の国保に対してはしっかりとですね、国に要望をしていくという体制しかござ
いませんで、御理解のほどよろしくお願いします。

○委員長（崎本）はい、ほかに質疑。住吉君。

○委員（住吉）2 人の委員が猛反対する気満々の質疑をされまして、おそらくそうなんだ
ろうと思います。お二方がおっしゃることも理解できるんですよ。介護保険制度じゃあ
言いながら、窓口負担、2 割、3 割、で、保険料は上がる一方。受けられる医療サービ
スは大きく変わりはない。そりゃあ腹が立ちますわね。じゃが反面、悪法といえども法
は法いうて、誰かが言いましたが、思いましたが、やっぱ法治国家である以上は、国が
定めた法律に従わざるを得んと思います。で、仮にお伺いしますけども、国が定めた法
律に逆らって今回の条例改正に反対、逆らった場合ですね、言い換えれば、海田町単
独で健康保険制度を賄うような事態になるかもしれん。そうなった場合の影響というのは、
どうなるのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現在 23 市町を挙げて、県単位化、統一化に、連携会議を経ながら事務の協議を進めているところでございます。仮に海田町がそこに進めないということになりますと、現在も医療費の支払い等については、国保連を、委託して運営してもらっているんですが、そちらの国保連の仕組み自体、変わるというか、なってしまうところもあるので、運営が難しくなる、かなり厳しい状況になるというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）それでは、質疑ありませんので質疑を終結いたします。

次に、第 14 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田君。

○委員（岡田）この条例は先の県単位を受けて、国保税をどういうふうに徴収をして県に納めるかというふうな条例だと思んですけども、町は、県が示す納付金というか、それ 100 パーセント納めることになるんでしょうけれども、ずっと 100 パーセント納めるということになったら、今の 6 年間は激変緩和措置で、保険料は安く収められるというふうな格好になるんですけども、医療費そのものは、毎年 2 パーセントぐらいずつどんどんどんどん上がっていくというふうで、今の医療も高度化して、ものすごくお金が掛かっていくというふうな中で、6 年過ぎて、6 年、10 年になったら、ものすごくどんどん上がっていくと、で、今の、県には、100 パーセント納めるというふうなことになったら、ものすごい、こう、どういうん、保険税が上がってくる可能性はものすごく大なんですよね。その辺のところは、どういうふうになるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）医療費が上がるとともに保険料の負担も増えていくのではないかとこの御指摘なんですけれども、今回、都道府県単位化ということで、県内の保険料水準を統一化していくというところで今回の条例改正案を出させていただいております。それとは別に、今、医療費の上がることに伴う保険料の負担増につきましては、現在も行ってありますが、保健事業等を通じて、医療費の抑制に、今後も努めていくとともに、国の財政支援の増加などを要望してまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、岡田君。

○委員（岡田）今言われましたけれども、今度は県が責任を持つ訳ですから、県が、医療費がどんどん増えたら、医療費を抑えるようにせにゃいけん訳なんですよね。それは多分、県の役割だと思うんですけれども、そういうふうにしたら、医療が受けられなくなるというふうなことが現実起きてくる訳だと思うんですけれども、この、今、ここに加入をされている方というのは、御存じのように、社会的にそんなに経済力があるという人じゃない訳ですから、ほとんどの方が、経済力が小さい人ですから、そういうふうな人のところだから、どの市町も、制度そのものが持てなくなって県単位にするというふうな格好になっていく訳なんですけれども、例えばそういうふうなことになった場合、今の一般会計からなかなか繰入は難しいというふうになるんだけど、そうしたら滞納者がどんどん、今でも 20 パーセント前後滞納があると思うんですけれども、これがどんどん増えてきて、今の資格証明とかそういうふうな発行につながってくるんじゃないかと。これ、例えば、今の財政調整基金とかいうふうなの繰り入れというふうなのを考えておる自治体もあるみたいなんですけども、そういうふうなところは、将来的に今どうのこうのはないんですけど、将来的にそういうふうなことも考えておられるのかどうかというのをお願いいたします。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今回この 6 年間の激変緩和期間におきまして、各市町の中での制度の運営を順調に行うことと、県全体で財政運営をしていくってということで、国民健康保険の広島県の財政基盤を強化するということが出てくると思います。そういった中で、本町でありましたら、町村会を通じて、6 年が過ぎた後の更なる公費の投入について要望していきますし、まずは、先ほどの医療の関係につきましても、医療が受けられなくなるっていうことではなく、本町におきましては、医療の適正化という意味で、健診の受診率を上げていったり、予防活動ということで健康づくりというところを進めていって、適正な医療に進めるように支援していきたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、岡田君。

○委員（岡田）当然そうなんですけれども、でも、具体的に実際には医療そのものはどんどん高度化をしておる訳なんですよね。だから、医療費そのものは、ちょっとなんか、結構、高度いうか難しいようでも簡単に受け入れるようになるから、そこには医療費がものすごく掛かる訳なんです。それが全部こう医療費全体として降り掛かってくるような仕組みがこれだと思うんですけども、そういうふうになってくるのは、もう目に見

えとる訳なんですよ。それは、元が脆弱な訳ですから、いくら、公費公費っていつても、そんなに公費がいつまでもずっと続く訳じゃないですからね。だから、今 3,400 億ぐらい入っとるというふうな格好なんだけど、これがいつまでも言う訳じゃないですから、今は 6 年間はいいんかもしれんけども、その後、じゃあどうなっていくんか、どうしても、そこに目が行く訳なんですよ。そうなることを防ぐために、県が医療費を抑制するというんか、そういうふうな仕組みになっておる訳ですからね。だから、いくら医療費が上がりにくくならないことを言われても、やはり高い国保料を払わにゃいけんと。資産とか目先だけ、いろいろと苦労はされとるんでしょうけど、変えても、やはり基本的には医療費がどんどん上がっていくというふうな状況というのは変わらん訳ですからね。だから、そこを、町として、どういうふうな手立てというんかを、していかなかったら、やっぱり今国にいろいろと言われると言われるんですけども、今でも、国保というのは、憲法 25 条を具体化したのが国民健康保険条例、国民健康保険制度なんだけども、今でも、どんどん削減をしておるのに、中々、政権が替われば別なんだけども、そうでなかったら、やっぱり今のままが続くというふうな気がするんだけど、その辺のところは、どういうふうにお考えでしょうかということなんですけども。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現状でも、高度医療化は進んでおりまして、年によって医療費が急に上がったり下がったりというふうな状況になってます。そういった中で、保険料と言いますか、どのように国民健康保険の運営をしていくかっていうところで赤字繰入をお願いしたりとかいうふうな形で不安定な状況でありました。今回の、県単位化になって、財政を県全体で大きな器の中で見るというところで、その財政運営については、安定していくというふうに考えております。先ほどから今後どうしていくのかっていうふうな御質問を頂いているんですけども、町におきましては、町長が申し上げましたとおり、しっかり国に公費の助成をお願いしていく、それは例えば県の議長会についても、同じような要望を国にされております。それから、そういった中と、あと医療費の適正化という意味で予防活動、健康づくり、受診率の向上についてしっかり努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、質疑を終結いたします。

第 15 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、佐中君。

○委員（佐中）介護保険当初、第 1 期やったときに、調べてみると、17 パーセントが負担だったんですね。あと、33 か、は、若者支援ということ、あと半分は公費なんです、これがどんどん 1 パーセントずつ上がって、今、7 期目で、今度は 22 パーセント負担をする。で、私が 65 歳になったときに、第 4 期だったんですが、1 万 4,000 円増で、5 期目には所得段階が 11 に変わりました。10 から。上がったのが 3 万 8,000 円、今回、6 期目から 7 期目で、2,836 円の増と、私は、9 じゃったと思いましたが、9 段階ですね。というように計算をすると、もう、どんどん負担増を強いられる仕組みが、先ほどの国保と一緒にすよ。もう、どうしようもない仕組みになってきとるんです。これをやっぱね、さっき言ったように、もう、法でがんじがらめにやっとるからどうしようもなくて、もう、法に基づいてやってる、それで、今、住吉委員の方から、法やら、いろいろあるけれども、そのとおりやらにやいけんじゃないかというようなね、発言があったけども、ほいじゃったら、ここへ提案しなさんなよ。ここで提案されたら、ええか悪いかは、私、判断します、議案として。これだけ上がってね。年金がどんどん削られて、しかも、介護保険のそういう料金は、もう年金から有無を言わず、もう引いてくるんですよ。もう、家庭の事情も何も全然考えずにやってきてね、非常に不満というかね、一定程度は払わにやいけんのは分かりますけれども、ここまでねえ、国保は上がる、介護は上がる、後期高齢者は上がってくる、全てのことが上がってくる。さっきから言うように、議会あるたんびにですね、どんどん悪くなっていきよる。やっぱ、ここを変えていく方法をね、やっぱ政治家として考えたり対応したり、そうしなければならんと思うが、町長、どう思いますか、それ。

○委員長（崎本）町長。

○町長（西田）先ほどの国保と同じような形態だと思いますが、基本的に、介護保険料の中で、皆様の介護をしていくという形の制度でございます。その中にですね、いろんな生活困窮者の話も、前回いろいろ話が出てきました、3 回も 4 回も出てきました。そういったものにおいてはですね、いろんな工夫がなされてきてる。免除規定も含めながらですね、今、本数を数えてますと、10 本以上のものがですね、そういった要するに弱者に対する動きが出てきております。今回の場合は、一応そのプールの中で、皆様の運営を図っていくというのが基本でございます。その中にですね、いろんな工夫をしながら、

皆様に御負担掛からないようにですね、今回もいろんな工夫をして、この伸び率等も抑えながら御提案をさせていただいておるものでございますのでですね、御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（崎本）はい、ほかに、佐中君。

○委員（佐中）町長おっしゃるようにね、職員、まあ町長の指示だろうと思いますが、基金を取り崩して、なるべく抑えてね、1億2,000万でしたか、ここを取り崩してね、やっておいでです。それは、努力は認めますよ。それは今言われるような、そういう努力はあるんじゃないけども、法やいろんな条例でね、決められて、仕方なくこうなっている。そこを変えん限りはどうにもならないんですよ。私が偉そうに言うても、その法や条例を変えん限りは、改善の方法ができません。だけでも出されとるのが、国民に負担をする、町民に負担をさせる条例、法が決まったんならここに出しなさんなや、じゃあ。私は、出されてきた議案について、いいか悪いかを判断する、それが議員なんですね。今までもよう言われてきました、法で決まったんだから賛成してください言うて。じゃ、議会に出しなさんなやいうようになる訳ですよ。だけでも、やっぱり町民に賦課をする、町民にそれをね、対応しよう思うたら、やっぱり条例で決めていかんにゃあならん。消費税の問題だってそうなんよね、水道や下水道に掛けるためには、ちゃんとこの町の条例が必要ですから、だけでも、上がるのをみすみすね、やって、町民は年金を減らされて、明日の生活が困難な人にまでいろいろ手を打って、減額のことも免除のこともありますけれども、日本全体、あるいは町民全体から見て、負担がいろんな形でね、ずっと寄せてきて、しかも、この介護いうのは、もう年金を貰う前に、もう全部引いてしもうとる。こんな状況でね、生活は精一杯でね、ほいじゃったら、町長は、改善を申し出るとかね、そういうやり方をせん限りは、良くならんですよ、税金を払う、あるいは、いろんな料や負担を払うために生きとるようなもんでね、非常に私、町民からいろいろ苦情を聞いたりして、私も感じるのも、そうなんですよ。生活が苦しい上に、まだまだだね、この仕組みでいくと、どんどんどんどん負担が多くなってくる、ね。これの改善の方法、同じ答弁返ってくるとはと思いますが、もう1回聞きます。

○委員長（崎本）はい。町長。

○町長（西田）さっきの繰り返しではいけないので、少し工夫をさせていただきますが、やはりニーズとですね、サービスの関係で介護保険は成り立っております。そのニーズがある限りは、我々執行部としてもですね、やはり、皆様のニーズに応えられるように、

いろんなサービスを考えていかないといけないその中にですね、このニーズをできるだけ抑える方向のもの、いろんな介護に関する、要するに健康の特定健診ですか、そういったものの受診率の向上とか健康寿命を上げていこうと。できるだけ介護に陥らないようにというような形のものをですね、しっかりと打っておりますし、そういった方向のものをですね、できるだけ充実をさせていくというのが、我々の役目だというふうに思っておりますので、いろいろ努力しておりますし、今回の保険料においても、重ねて申し上げますが、皆様に御負担のないように、できるだけ抑えた形で御提案をさせていただいておりますので、その点を御理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（崎本）ほかに質疑ございますか。はい、住吉君。

○委員（住吉）まあ国の法改正、法律に基づいて海田町なりの条例あるいは料金を決めるのが、審査対象な訳ですよ。今回、基金を取り崩して何とかここまでを上昇を押さえた、もし上げるに反対するのであれば、ほかの財源を手当てせにやなりません、確かに介護保険に関しては、一般会計からの法定外繰入、これはできなかったと記憶しております。その確認ですが、いかがでしょう。

○委員長（崎本）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）委員仰せのとおりで、一般会計からの繰入はできません。

○委員長（崎本）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（崎本）はい、質疑を終結します。暫時休憩します。再開は 13 時。

~~~~~○~~~~~

午前 12 時 05 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）はい、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続いて、第 21 号議案、平成 30 年度海田町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。まず、主な新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。住民課長。座って説明してください。

○住民課長（水川）それでは、資料 38、平成 30 年度予算の主な新規拡充事業等の 5 ページをお願いいたします。それでは、国民健康保険被保険者の特定健康診査自己負担金の無料化についての御説明をいたします。1 の目的でございますが、海田町国民健康保険

被保険者の生活習慣病予防に資するため、平成 30 年度から、特定健康診査の自己負担金を無料化し、健診の受診率向上を図るものでございます。2 の海田町特定健康診査受診率の状況でございますが、表のとおり微増していますが、横ばい傾向にあり、目標値を大きく下回っています。また、県の平均は上回っていますが、全国平均より低くなっています。3 の内容でございますが、(1) 対象者は、40 歳から 74 歳の海田町国民健康保険被保険者で、(2) 自己負担金を無料化の対象となる健診は集団健診及び個別健診で受診する特定健康診査となります。(3) 現行の自己負担金は、住民税の非課税世帯に属する場合、1,000 円でございます。すいません、申し訳ありません。住民税の課税世帯に属する場合 1,000 円でございます。(4) 予算額は、特定健康診査等事業の委託料 2,168 万 9,000 円で、そのうち自己負担金無料化に伴う増加額は 96 万 2,000 円となり、その財源としましては、(5) の財源にありますように、平成 30 年度の国保県単位化に伴い、国の追加財政支援として新たに交付される保険者努力支援制度交付金を充てることとしております。以上で、国民健康保険被保険者の特定健康診査自己負担金の無料化についての説明を終わります。

○委員長（崎本）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、住吉君。

○委員（住吉）自己負担金無料化に伴う委託料増加額が、これ 96 万 2,000 円ですよ。いうことは、これ別に保険者努力支援制度交付金がなくても、もっと前にできとった話じゃないかと思うんですが、受診率微増しとる言うとっても、福祉厚生委員会で言うたように、受診者数は増えてなくて、勝手に被保険者数が減つとるけえ分母が少なくなって、受診率が上がっただけでしょう。そう考えた場合、もっと前に、これ、無償化しとくべきじゃなかったかと思うんですが、なぜ、こういった国からの交付金が出るまでやらなかったんですか。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）特定健康診査に係る費用といたしまして、国や県からの補助金もあるんですけれども、非課税世帯の場合の方がその交付率が高くなっておりまして、やはりその分、町の負担が増えるということで、それが保険料にはね返ってくるということがありますので、今まで、特定健康診査の自己負担金を求めているものでございます。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）96 万 2,000 円でしょ。この無償化に関わる予算、実際に掛かるのは。うち

の町の財政じゃったらできとったんじゃないですか。

○委員長（崎本）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）健診につきましては、応分の負担を今までお願いしておりました。

それまでに受診率向上のために未受診者訪問やそれから通知などにより、町として、健診を上げる努力を重ねてまいりました。それでもなおかつ微増しかしていない受診率に対して、今回、保険者努力支援制度交付金というものも入ってくるということと、県単位化のメリットということもありまして、今回、無料化に踏み切ったものでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）今回踏み切った理由は聞いてないんですよ。一生懸命受診勧奨してるの分かってます。それでこっぴどい目に遭わされとるんですからね。親の家にまで、お宅の息子が受診してくれないんですけどって来られましたからね。私は。でも、上がらなかったんですから、前倒しでできとったはずでしょ。本来は。実際、県内のどっか市でも、とうに無償化してますよね。県平均より上回ってます言うても、広島県は異常に低いんであって東京都なんか 60 パー超えてるんですよ、受診率。そういった部分において、やはり海田町低いんですから、本来受診率を上げようと思ったら、もっと前倒しで 96 万 2,000 円ぐらいならできとったじゃないですかと聞いておるんですが、なぜできなかったんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今まで、町といたしましては、より精度の高い魅力的な健診ということで、国の基準を超えた、例えばクレアチニンやそれからヘモグロビン A1c いろんな腎臓に関するものや貧血検査などについて、国の基準を上回った形ですね、健診体制を組んでおりまして、そういうこともあるので、応分の負担をいただきながら受診していただく、魅力ある健診をやっていこうという考えの下に、応分の負担をいただいております。受診率の向上というのは、もう今までもやってきたんですが、これからも実施しなくちゃいけないという部分で今回踏み切ったものでございます。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）まず人数を聞きたいんですが、予算委員会に出された資料の下では、29 年の 1 月では 5,916 名というのがありますが、その 28 年度については 31 パーセント、2,000 人切るとい、これが受診をされた結果なのかどうか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川） 特定健診の対象者は 40 歳から 74 歳の方になりますので、この全被保険者に対する割合ではなく、40 歳以上の方の 30 パーセント程度ということになります。

○委員長（崎本） はい、ほかに質疑ありませんか。はい、佐中君。

○委員（佐中） 特定健診ということですが、人間ドックを私はずっと行くんですが、これに対する支援というか、そんなのは、考えてないんですか、お尋ねします。

○委員長（崎本） 住民課長。

○住民課長（水川） はい、人間ドックの受診を希望される方に関しましては、現在も 2 万円の補助を行っております。

○委員長（崎本） はい、佐中君。

○委員（佐中） その 2 万円を、何とか、これに合わせてね、こうするんじゃないかと、何かしら援助がもっと増えるかなというように今尋ねたんですが、変わらんということですか。

○委員長（崎本） 住民課長。

○住民課長（水川） はい、人間ドックの受診希望の方に関しては、現行のままでさせていただきたいと考えております。

○委員長（崎本） 佐中君。

○委員（佐中） ちょっと余談になりますけども、健診ということで、昨日ね、キャラクター、あの問題で、兜みたいなのを付けとったでしょう。私は何も知らなかった。昨日聞いて初めて知ったんよね、私はね、人形の久月、何とかいうのがあるじゃないですか。久月か、あれの宣伝で、車でもなんか援助してもろうたり貼ったんかなというような感じを受けとったんですが、昨日聞いたら健診というのに引っ掛けて、自動車に、ああいうのを貼っておるというようにね、思ったんですが、ちょっと考える必要があるんじゃない。私がそういう考えるんで、例えば、今の、知事とようやとる、なんかいね、ありゃあ、白顔を塗った、

（「デーモン」と呼ぶ者あり）

○委員（佐中） デーモンか、ああいうようなのをやったら、著作権があったとか、いろいろあるんかも分からんけども、ああいうようなのを自動車に貼ったら、あつ、思うて、健診だなというような、がん検診も含めてね、いうようなのがあるけれども、町がやとる兜かぶったような絵は、何が何かよう分からん、人形会社の宣伝で、それ貼とるなというように私感じたんですよ。じゃから、考える必要があるんじゃないかなと

思う。例えば、今のような、デーモン閣下とか、あるいは補聴器みたいなんでもいいですわ。絵を飾ってですね、健診をしましょうとかね、そういうなのが PR になるんじゃないかなと感じたんですよ。それは、どう思うてですか。

○委員長（崎本）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）兜をかぶったようなキャラクターはケンシン君といいまして、健診の受診率向上 PR として、担当課の方で考えて、PR の一つ的手段としてケンシン君ということで、健診 PR を進めております。デーモン閣下は、県の方が進めておられる、がん検診の撲滅ということで進めていらっしゃるもので、町の方にもそのポスターは頂いて、目立つところに貼って検診の PR っていうのをしております。今、御意見いただきまして、検診の PR は大変重要ではございますので、あらゆる手段を使ってしていきたいとは考えてるんですが、著作権とか、そういう費用の関係もございますので、議員さんは御存じなかったかもしれないんですけど、ある程度このケンシン君は、町の中で、わりと皆さんに知って浸透しておりますので、このケンシン君、これからも使っていきたいと思っております。

○委員長（崎本）はい、ほかに質疑ございませんか。下岡君。

○委員（下岡）人数のことなんですけども、今、ここの国保被保険者で 31 パーセントということで、具体的に人数でいうとですね、何人、国保加入者がいらっしゃって、31 パーセントというのは何人です、そのうち非課税所帯は無料になってるんですけど、これはいいんですけども、今後、増加額が 96 万 2,000 円、ということは、962 人ですよ。だから、その 962 人というのは、今の非課税所帯がどうかこうかというのとどういう関係があるのか。その辺の説明をお願いします。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）今現在の被保険者数でございますが、2 月末で 5,528 人でございます。そして、28 年度の受診率が、30.9 パーセントですので、これは 28 年度中に 1 年間を通じて、国民健康保険の被保険者であった人数が 4,116 人、そのうちの 1,277 人、1,277 名の方が受診されたということで、31 パーセントの受診率となっております。と、で 962 人ということなんですけれども、大体 7 割程度の方が、住民税の課税世帯になりますので、その方の自己負担 1,000 円分が無料になった影響額ということになります。

○委員長（崎本）下岡君。

○委員（下岡）ということは、2,000 円の中には、非課税所帯無料の人は含まれてないと、

別であるということですよね。ということは、これは、財源としては、この二千百いくらの中には入ってるということで、純粋に課税所帯の増が 962 人、増えるということですよ。ということは、今の 1,277 のうちの 7 割相当、をの人数ということ訳ですよ。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）この受診率がですね、1 年間を通じて被保険者であった方になりますので、全体の実際の受診者というのは、もう少し多いんですけども、実際に受診された方は 1,382 人が 28 年度の実数になります。で、

○委員長（崎本）ちょっと質疑を聞いてってください。

○住民課長（水川）申し訳ありません。実際に 28 年度に健診を受けられた方は 1,382 名になられます。そのうちの 7 割程度ということで計算しております。

○委員長（崎本）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

それでは予算の審査に移ります。資料 32 を御用意ください。まずは歳入から。4 ページ、5 ページをお開きください。質疑ありませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）一般被保険者、国民健康保険税ですよ。こちらが、29 年度に比べて 750 万ぐらい減るようになっておりますが、県単位化に伴っての話が先ほどございましたが、上がるイメージが強かったんですが、これだけ見ると、下がる方が多いというふうに見えるんですが、実際どうなんでしょう。

○委員長（崎本）はい、税務課長。

○税務課長（近森）確かに被保険者一人当たり保険税額は増えてはおりますが、被保険者の数が減っておりますので、一般の方の会計の予算は減っているという結果になっております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）6、7 ページをお願いします。ございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）先ほど出てまいりました保険者努力支援制度交付金、こちらに書いている保険者努力支援分 1,117 万 5,000 円のことだと思いますけども、この無償化に特定健診無料化に使うのが 96 万 2,000 円ということは、残りのお金は、どこに使われるものなんでしょう。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）特定健診以外のその他の保健事業等の財源として使う予定でございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、8、9ページをお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、10、11ページ。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら12、13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、支出に移ります。14、45ページ。はい、住吉君。

○委員（住吉）一般管理費、一般事務事業の12の手数料、こちらが29年度に比べて316パーセント増えておりますが、これはこういった要因でしょう。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）はい、制度改正に伴い新システムに掛かる手数料分負担が増えるためでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。16、17ページ。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、18、19ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、20、21ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、22、23ページ。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、24、25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）26、27ページ。岡田君。

○委員（岡田）26 ページの一番上の事業納付金 7 億円、これを県に納めるということでしょうか。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）そのとおりでございます。

○委員長（崎本）岡田君。

○委員（岡田）これは、何人分いうて、そういうふうな格好になるのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）県全体の医療費や事業費に必要な金額を、市町ごとの所得水準、被保険者数、世帯数などで按分して計算されたものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。岡田君。

○委員（岡田）今回はこれなんだけども、あと年数が経つにつれて、これ、どんどんどんどん上がっていくというふうな格好になってくるのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）それは、医療費の増減及び被保険者数の増減などに影響されることはあるかと思います。

○委員長（崎本）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。30、31 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なし。32、33 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、34、35 ページ、はい、住吉君。

○委員（住吉）健康づくり事業が 29 年度に比べて 160 万減っておりますが、何が減ったのでしょうか。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）糖尿病性腎症重症化予防を 29 年度から始めておりますが、初年度は全員に対して勧奨を行い、10 名程度の予算で組んでおりました。新規でその対象になる方は次年度以降そんなに増えないということで、対象者数を減らしておりますので、その差額となっております。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、36、37 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なかったら 38、39 ページ。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）なかったら 40、41 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、なかったら、42、43 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、44、45 ページ。はい、住吉君。

○委員（住吉）その他償還事業で、平成 29 年度国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金返還金で、これは何ですか。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）はい、29 年度で、市町村標準処理システムというのを新しく導入いたしました。この導入費用は全額国からの補助金が出るようになっておりますが、概算で交付決定がされておりまして、事業が完了して、まだ完了しておりませんので、その概算交付金 29 年度の交付決定額となり、実際の契約額との差額を 30 年度で返還するものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、46、47 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、48、49 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）50、51 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）52、53 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）54、55 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）56、57 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、以上で終わります。

続きまして、第 22 号議案、平成 30 年度海田町介護保険特別会計予算を議題といたします。まず主な新規拡充事業について、執行部より説明を求めます。はい、福祉保健部次長。座ってやってください。

○福祉保健部次長（伊藤）はい、ありがとうございます。それでは、資料 38 の平成 30 年度予算の主な新規拡充事業、資料の 10 ページをお願いいたします。表題は介護予防、日常生活支援総合事業についてでございます。総合事業に関連して、新規拡充事業についての御説明をいたします。まず、1 の目的でございますが、総合事業については、地域の実情に応じて多様なサービスを提供することで、要支援者等に対する、ここは要支援の認定の 1 と 2 及び、総合事業の対象者というものを含めておりますので、等ということで括っております。そういった方々に対して、効果的かつ効率的な支援を目指すという目的で行う事業でございます。2 の内容でございますが、介護保険法の改正に伴いまして、平成 29 年の 4 月から、それまでは全国一律でありました、いわゆる保険給付費の中で実施をしておりました介護予防の訪問介護、介護予防の通所介護サービスを、それぞれ本町の実情に応じて、介護予防、日常生活支援総合事業として実施をしておりますのでございます。続きまして、30 年度は、その総合事業を推進するために、次のとおり、新規の事業を実施し、事業拡大に努めることとしております。まず、（1）の新規事業でございますが、①として、認知症カフェの運営事業補助を行います。予算額は 20 万円で、内訳を申しますと、5 万円掛ける 4 団体を想定をしております。この予算額については、少し飛びますが、3 の予算額の欄の下段の方です。社会保障充実分事業、この中に、この 20 万円が含まれております。中身でございますが、今現在想定をしておりますのは、必須といたしまして、まず、万一の事故に備えるための保険料、これと、いわゆる需用費、紙、用紙類でありますとか文具類、こういった事業費関係を補助の対象と考えております。それから、今の 4 団体と申しますのは、これについては実施計画の中で、いわゆる地域コミュニティ拠点づくりという目標 K P I として箇所数を挙げておりまして、30 年度が 4 か所という目標を掲げておりますので、それに対応する形で、予算上 4 団体という形で計上させていただいております。第 2 点目、訪問型サービス A 事業の実施でございます。277 万 7,000 円でございますが、これは、海田町のシルバー

人材センターに訪問型サービスA事業、いわゆる緩和をした基準によって、生活支援サービスを委託しようとするものでございます。次に2の拡充事業でございますが、1点目は、訪問型サービス、通所型サービス事業、これはいわゆる今までの現行相当部分として5,451万1,000円を計上いたしております。そうして、予算額では、上の段の介護予防生活支援サービス事業の中に含まれております。それから、2点目といたしましては、生活支援体制整備事業361万4,000円、社会福祉協議会の方に生活支援体制整備事業を、年間を通して委託をしようとするものでございます。こちらについては、予算額の下段の社会保障充実分の方に含まれております。以上で説明を終わります。

○委員長（崎本）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、多田君。

○委員（多田）一番目立つところ、シルバー人材センターに、今回から委託する、この、訪問サービスA事業、これについての内容をまずちょっと聞かせてください。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）はい、一番初めに総合事業の部分で御説明いたしましたが、いわゆる現行相当の予防サービスの部分以外の相互事業で実施する部分で、具体には、いわゆる、身体、お体に触らない形の生活支援、例えば買い物、それから掃除、洗濯でありますとか、ああいった身体に触らない部分のサービスを行っていただくものでございます。

○委員長（崎本）はい、多田君。

○委員（多田）ということは、ヘルパー等の資格がなくてもできるということになりますよね。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）はい、現行相当とは異なりまして基準を緩和しております。で、ただし、ただの会員さんという意味ではなく、町の方で研修を行う予定としております。その研修を受けていただいて初めて、その業務に就いていただくという流れとしております。

○委員長（崎本）はい、多田君。

○委員（多田）それと、その対象者ですが、これは誰でも良いという訳ではなく、要支援、要介護の認定を受けられた方だけということによろしいですか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）要支援１、２の方と、それから、いわゆるボーダーライン、認定を受けるには及ばないというぎりぎりの方、こういった事業の対象となるであろうという方がこの事業の対象となります。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）認知症カフェ運営事業補助５万円、４団体と聞きましたが、現在、稼働しているのは何団体ですか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）はい、今年度は１団体でございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）先ほど述べた４団体というのは、あくまでもＫＰＩに基づく目標値として４団体分の予算を確保されたという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）ＫＰＩの、どう言いますか、成立に向けて実はもう今年度からいくつかの事業者さんにお話を、進めております。その中で、いわゆる一定の補助があれば、できるかもしれないというお話も途中お聞きをしておりますので、そういうものを含めて、こういう形で予算化させていただいております。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）この認知症カフェの開催の周知方法よね、たまに広報かいたに載っていますが、見落としが最後、分かんいですよね。その点、やはりこうやって新規事業としてやるのであれば、ある程度、団体任せにせず、町の方でもそういった周知、何らかの形で取り組まれる予定はあるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）この度予算化をさせていただいたのは、必須としてですね、原則月１回の開催をお願いしようと思っております。したがって、年度中途になるかもしれませんが、例えば、６月から開始の場合は、年間のスケジュールを立てていただいて、それを、町の方に頂いたものを広報をさせていただこうというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに、住吉君。

○委員（住吉）訪問型サービスＡ事業、シルバーに委託されるということでございますが、これ確か、今もやってるか、もうやめたかもしれん、シルバー人材センターは確かワン

コインサービスということで、30分500円ぐらいで、先ほど述べられた掃除であるとか買い物であるとかごみ出し、をやっておりましたが、それとの違いというのは、どうなんでしょう。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）今、シルバー人材センターでは、二つのもう事業を行われておられて、ワンコインのほかに、どう言うんでしたか、ちょっとごめんなさい、名称を忘れました、お助けサービスというのがもう一種ありまして、それは、いわゆるどなたでも使えるもの、それから、ワンコインは、本当にサービスを特定してお使いになる部分、で、この度は、いわゆる介護保険の枠組みの中の総合事業として実施をしていただこうと思っておりますので、一応その中では、協議の段階で、区分けについては、シルバーとお話をさせていただいております。

○委員長（崎本）住吉君。

○委員（住吉）そうなってくると今度、利用者の自己負担ですよ。例えばワンコインじゃったら500円じゃったと思うんですよ。それは総合事業の中においてやった場合の自己負担というのは金額は変わるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）自己負担額については、いわゆる介護保険の制度の枠組みの中で行いますので、いわゆる1割負担、2割負担ということになります。で、現在協議しておりますのは一応1時間で1,500円の金額というのを、いわゆる報酬に当たる部分、そうなりますと、自己負担としては1割の方は150円になるということで、現在のワンコインよりは安く御利用いただけるというふうに考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに質疑ありませんか。はい、富永君。

○委員（富永）認知症カフェの補助金、現存の団体さん、喜ばれると思います。5万円1団体に対してですけれどもこれ、30年度お渡しして、その後も継続して、年度ずつ渡して行っていく計画なんですか。

○委員長（崎本）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）名称も、一応運営費補助という形で考えておりますので、各年度ごとの運営に掛かる経費ということで計上させていただいております。

○委員長（崎本）はい、ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、はい、なしと認めます。質疑を終結いたします。

それでは予算書の審査に移ります。資料 33 を御用意ください。まず、保険事業管理勘定からでございます。4、5 ページをお願いいたします。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なし。6、7 ページをお願いします。はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）8、9 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、10、11 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）12、13 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）14、15 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、16、17 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）18、19 ページをお願いします。住吉君。

○委員（住吉）ここの諸費全部に掛かるんですけど、これ、居宅介護サービス給付が増えて、29 年度比で増えておりますが、その他、地域密着型と施設介護は減っておりますよね。いうことは、在宅は増えるほど、それ以外の地域密着と施設利用者は減るという見込みで予算を組まれているのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）はい、おおむね委員のおっしゃるとおりで、今、国の政策ですね、地域包括ケアシステムという流れの中で、どうしても、在宅が、今、重視となっております。それに伴って、いわゆる居宅介護サービスの給付は、どうしても右肩上がりの状況となっております。それと、地域密着に、あ、ごめんなさい、まず施設の方ですが、施設については、29 年度当初に、入所者の方が多い見込みで、実は予算化をしておりましたが、実態として、それだけの容量がなかったのかもしれませんが、いわゆる利用をしようとしてされている方は今後も増えていくというふうには見ておりますが、予算上、下がっておるというものでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）確かに国の方針で、在宅、在宅、地域、住み慣れた地域というのはよく聞きます。じゃけど、うちの親がそうなると思うんですけど、無理です。デイサービス、迎えに来てくれるのは遅かったら 8 時 45 分なんです。連れて帰ってくるのは、早かったら 4 時半ぐらいなんです。サラリーマンには無理です。たまたま私が町会議員であって、母親も要支援じゃが、まだ体が動くから良いようなものの、じゃなかったら、これ、とてもじゃないけど在宅なんて無理なんです、今頃トイレも駄目でしょう、親父。そういう状況下において、やはり、施設入所を増やさんことには、それこそ介護失業になって、減りっこないんですよ。増える一方です。ショートステイに預けようと思っても、時期によっては空いておりますが、もう 4 月に入れたくても入れる枠がないんですね、ほとんど。その辺を考えた場合は、やはり、要介護度が低かったら在宅でもいいんでしょうけども、重症化を防ぐという意味で在宅が増えるならいいんですけども、そうじゃない、分母が増えている以上は、そうじゃない方も当然増えてくると思います。にもかかわらず、施設介護が減るというのは、ちょっと冷たい予算じゃないでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）先ほども施設のところで若干申し上げましたが、29 年度については、いわゆるたくさん入られるであろうという予算で計上しておりました。ただ実数として、今年度も、見込みとしてはですね、去年が 194 から、今年はもう 202 という形で、人数的には増やしておるんですけども、予算上ちょっと下がっているという状況にございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）はい、194 から 202 に、人数上は増えてるのに、じゃあ何で予算が下がるという計算なんですか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）これは、見込み人数を、いわゆる、要介護度の高い方の報酬で人数の積算をしておりましたけれども、この度、人数的には増えておりますが、いわゆる平均値をとって、この度予算化をしておりますので、その差額といいますか、おしなべると、予算上は下がっておるという形になります。

○委員長（崎本）はい、ほかにございますか、はい、住吉君。

○委員（住吉）分かりやすく言うと、要介護度の低い方の入所が増える見積もりというか見

込みで考えていらっしゃるということでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）これはいわゆる実態に沿った今、予算化をしておりますので、元々、介護保険事業計画の中で、今年度入所されておる方、今までの今期の3年間に入所をされておる実績を見て、それで30年度以降の積算をしておる形になっておりますので、そういう実績に基づいた計上でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）22、23 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）24、25 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、26、27 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）28、29 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）30、31 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）32、33 ページ。はい、佐中君。

○委員（佐中）包括支援の方でお尋ねをいたしますけれども、老老介護というのでね、非常に悩んでおられて非常に負担が大きいということで、包括支援の方に連絡をすればすぐ来ていただいて、対応を十分してもらっとるんです。けども、一旦施設とかいろんなことで処置をして、その後のフォローがないために、家族が迷ってくる。例えば病院へというか施設に入る、介護病棟でもいいですわ。移転の場合があったりして、転院というかね、そこはもう、はあ病院任せで、町のそういう行政の指導というか、支援というのかね、そこは縁が切れてしまって、自治会長の方に来たり、議員としての立場に来たりして、対応が十分でないから、私、パートを辞めて、面倒を見た方がよっぽど利益があると、利益というんか、効果があるということでね、相談に来られるんですよ。これ、そういう方はあまり長生きせんようになる訳ですね。5年か6年したらもう亡くなって、今度は、職が無くなるということで悩む。その間のそういう支援をする窓口、私、

非常に、必要じゃないかなというように思うんですが、今、どうを対応されようとしておるのか、ちょっとお尋ねしたい。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）まず相談業務そのものについては、海田町の場合は長寿保険課の地域包括支援センター、これが、いわゆる高齢者の方々に関する総合相談の窓口でございます。今、委員が途中でおっしゃいました、いわゆる、認定を受けて、施設入所されておるような場合、こういった場合は、取りあえず、一旦はその方のケアマネージャーの方に、一旦離れます。しかしながら、そこで、例えば転院であるとかというような御相談は、また、包括の方に御相談をいただければ助言もいたしますし、対応をさせていただこうと考えております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、38、39 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら 40、41 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）42、飛んじょるんか。34、35。はい、住吉君。

○委員（住吉）任意事業の配食サービス事業業務委託料、29 年度のときは、289 円掛ける 2,300 食いう計算じゃったと思いますが、こちらは 30 年度も同様でしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）まず、この配食サービスは申し訳ないんですが、次の 37 ページを見ていただきますと、介護予防生活支援サービス事業の方にも配食サービスが上がっております。今、委員おっしゃられる方は、まず食数で申しますと 30 年度は 2,400 食での積算としております。対象が要介護者の方と、全く認定を持っておられない方が、こちらの配食サービスの対象となります。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、38、39。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。40、41。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、42、43。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）44、45。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）46、47。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、48、49。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、続いて介護サービス事業勘定に入ります。58 ページ、59 ページをお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、60、61 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）続きまして、第 23 号議案、平成 30 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。資料 34 をお願いいたします。はい、4、5 ページをお願いします。はい、佐中君。

○委員（佐中）保険料が大幅に上がってですね、住吉委員に言わしたら、もう県で決まっ
とるからそれに従わにやいかん。でもここに議案として出されておる訳ですね。そうす
ると、やっぱ審議をして、ちゃんと町民のその立場に立ってですね、医療のどういうん、
対応いうんかな。75 歳以上の医療の対応、十分しなければならないと思う。先ほど法や
条例で決まっとなるから、あるいはそれによる、対抗したらペナルティーがあるからとい
って、いろいろ御指摘ありましたけれども、そういう立場で物事を考えていくと、町長
も要らない、議会も要らないということにつながってくる訳ですよ。そうではなくて、
やはり、町民のそういう声をですね、代表して、議員が出ておる訳ですが、これもまた、
全会一致で決まっておる。しかし、議案として、こうして出されてくると、私が調べた
範囲では 2 年に 1 回上がるのが、もう 3 年連続して上がってきておるということになる
んですね。しかも少々じゃないんですよ。75 歳以上を、枠組みを、年齢で区切っとなるた

めに、しかも、被保険者が負担をするのが1割というのが決まっておりますから、いくら公費をつぎ込んでも、全体の予算の1割は、必ずここに入ってくるということになる。こうすると、仕組みそのものから大きな問題が発生する要因としてある訳ですね。やっぱりこの仕組みを変えていかん限りは、もう解決の方法がない。先ほどから言うように、国県で決まったんだからもう、そのとおり従えというようなね、議会の審議のあり方というのは、私はないと思う。それに従いよったらね、町長も議員も何も、議会も何も要りゃあせん。そうではなくて、やっぱり負担を軽くして本当に命と暮らしを守る、この立場にやっぱり町長立つべきだと思うんですよ。私はそのことをね、強く言いたいんですが、後期高齢者の医療、いろんな問題があって、今、ちょうど10年経ちました。町長のこういうね、姿勢、さっきから言う政治姿勢ですよ。暮らしを守るために、福祉を増進させるために、地方自治体がある訳ですから、その立場で、今回ね、前回に比べたらそんなに上がってはおりんのですけれども、しかし、ずっと上がってきておる。もちろん人口も、対象がね、年に1万人ずつ、今41万ぐらいだったかな。まあおる訳ですけども、是非ね、改善の方法で今後取り組む姿勢があるかどうか、お尋ねします。

○委員長（崎本）町長、ええですか。はい、副町長。失礼しました。

○副町長（胡家）今のお尋ねは、高齢者の医療保険制度について、保険料の関係のお尋ねということでございましたら、これは、委員がおっしゃいますその審議のですね、意味合いがないじゃないかということをおっしゃっておりますけども、我々は一応予算としては、こういった形のものを提案させていただいて、議会の方で、予算委員会の方で御審議をいただくということで提案をさせていただいております。制度としては、保険料そのものはですね、町で決めるようになってございませんで、その部分については、県の広域連合の方で決められた保険料に従って、それを執行するための予算ということで、皆さんに御審議をお願いしてということでございます。

○委員長（崎本）はい、佐中君。

○委員（佐中）十分、分かってます。私は仕組みのことを言ってるんですね。ずっと上がる仕組みがずっと作られておるから、議会開かれて、これを審議するのに、いつもね、悪くなっておる、値上げばかりがずっと続いとるんよね。ここに問題があるんじゃないかいと言うとるんですよ、私は。しかも2年に1ずつ上がるのが、去年上がりましたから、もう3年連続して上がってきておる。しかも、9割軽減とか8.5割軽減が標準化をして7割に戻すとかいうやり方でね、今まで軽減をされとったのが、もう、元に

戻して、高く取ろう高く取ろうとするね、やり方。そうすると、お年寄りが病院に行かなくなったり、本来であれば対応してね、ちゃんと快適な人生を過ごすという、この、一番最後の時期が非常に苦しめられる。だから医療のこうした制度そのものが役割を果たさなくなってきた。国や県の言うとおりにやりよったら、議会なんか要りやせん、町長も要りやあせんよ。そのとおり出しゃあええんじゃから、事務員だけおりやあええんよ。そうでなくて、やっぱり審議をね、して改善の方法に、もうその立場で取り組んでいく、私はここの姿勢がね、大事だと思う。全国の市町が、今 1,700 かなんぼぐらいあると思います。今、村も入れてですね。それが全部そういう立場に立ち上がっていったら、医療の問題はだんだん解決したり、あるいは改善の方向に向かっていくんですが、まず町長がね、法や条例で決まったから、このとおりやりますというて出したら、わしら何の言いようもない。職員を責めるいうても責められないよ。全部決まって例規集に基づいて仕事しよるんじゃから。私が言いたいのは、政治家である町長ね、責任をもっと、地方自治の本旨に基づいて、ちゃんと行政を司ってね、やってく、やらせる。町民の立場で、それを執行するのが町長の役割だと思うんですが、どうなんですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、町長。

○町長（西田）委員御指摘のところは重々分かりますし、そういった方面のいろんな施策は、前回でも説明させていただきましたが、打っております。まず、今回の流れにおいては、やっぱり、2025 年問題の発生の中に、県の単一化に持っていきながら、その中の過程の中で作られて、で、料金が決まってきたおる訳で、で、あの、本町は基本的には窓口になってます。その窓口で安定化をさせないといけないですし、その徴収義務もございます。そういった意味から含めて、このような形で、予算を計上しながら皆様に審議を図っていただくという形態を取らせていただいております。

○委員長（崎本）ほかに、佐中君。

○委員（佐中）私が、そこの、町長になったら、私もそう言うでしょうよ。それはもう今の法の下で、それがね、駄目になったら、何も対応できなくなるから、それはやむを得んと思う。けども、政治家ですから、今よりも少しでも改善をできる方向でね、取り組んでいく、この姿勢が、やっぱ町民の暮らしを守ることにつながると思うんですよ。だから、私はそこを問うておるんですね。質しておるんです。町長どうなんか、それをお尋ねします。

○委員長（崎本）町長。

○町長（西田）さっきの繰り返しにもなりますが、もう一つ付け加えさせていただきまして、やはりですね、事務の集約化によっての効率化を図る中で、そういった全体枠を落とすという計画、狙いがあると思いますので、そういった方向で進めさせていただいております。

○委員長（崎本）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、6、7ページの歳出に移ります。質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。8、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）10、11ページ。はい、住吉君。

○委員（住吉）感情的には、私、猛反対なんですよね。じゃあ反対して、海田町単独で保険制度を作るのかいうたら、そんなものはできっこありゃあしません。やはり政治家である以上は責任を持った意見を述べねばならない。反対するんであれば、対論を持つとかんにゃあいけん。ただ、この後期高齢者医療保険制度についてはね、反対できる論があるんですよ。資料37の概要、120ページか。納付金が上がった理由ですよ。122ページ、この納付金が上がった理由、主な増額理由、医療費の増加じゃないんですよ。保険料徴収額の増加に伴う広域連合への納付額の増、保険料がようけ入るけえ、よけい納めますよ。じゃあその保険料が増える理由、なんや。今度、概要の、120ページ。保険料、前年度に比べて8.6パーセントの増ですよ、差異は。その主な理由。被保険者が増加したから。言い換えれば、被保険者が増えて、保険料収入が増えましたよ。だから広域連合に納めますよ。じゃったら保険料を下げりゃあええじゃないですか。そういう話になっちゃうでしょ。医療費が増えたから、納付金が増えてる訳じゃないですよ。保険料がようけ入るから、納付金を上げる。保険料を下げりゃあええだけの話じゃないです。そういう理屈が成り立つ説明が、ここになされています。概要で。ということは、この広域連合で決めた保険料が明らかにおかしいと取れる。取り過ぎ。そういう説明になりますよね。この概要を読む限り。医療費が増えたとは、どこにも書いてないんですよ。保険料が一杯増えた。被保険者が増えたら。一杯儲かったよ。じゃあ上納金、一杯納めましょね。おかしいでしょ、保険制度として。保険料を取り過ぎになるんで

あれば保険料を下げるのが筋じゃないですか。それが相互扶助でしょ、保険制度でしょう。民間生保の医療保険じゃないんですから。ということは、そもそも、この広域連合が決めた保険料設定が大間違いと取れるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）予算の概要の書き方については、また改めて翌年度に向けて検討させていただこうと思いますが、今の保険料の部分については、広域連合の方で介護保険と同様に、いわゆる医療の給付費を、2年分を想定いたします。そこから保険料の方を割り戻していくというやり方は介護保険と同様でございまして、委員おっしゃられるとおり、30、31年度の医療給付費の見込みが、前2年と比べて相当額上がっておりますので、それに基づいて保険料も上がってくると。それに加えて、本町の予算上は被保険数も伸びておるので増加をしておるのが実際でございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）じゃあ、この増加額のうち、被保険者上昇分は何割でしょう。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）広域連合全体で、平成30年度は被保険数が3パーセントの伸び、それから31年度が2.5パーセントの伸びというふうに想定されております。

○委員長（崎本）ほかに、はい、住吉君。

○委員（住吉）ということは、本来、医療費の伸び分だけを増額するというのは分かりませんが、納付金が、被保険者の伸び分3パーセントまで増やして納付するというのは間違いじゃないですか。その部分は抑えられたんじゃないでしょうか。

○委員長（崎本）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）保険料の算定の場合に、先ほど一番初めに申し上げましたが、まず、医療の給付費の方を、全体枠を積算いたします。そこでも、もう当然その被保険数が伸びておりますので、医療給付費もまず大きくなっております。それを被保険数も伸びた訳ですけども、それで、この給付費分を割り戻してやっておるので、ここの伸び率が大きいので、たとえこちらも上がっても、割り戻したときにはどうしてもこう上がっておるという流れでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、12、13ページ。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、14、15 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）はい、その他、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。はい、下岡君。

○委員（下岡）国保のですね、制度が変わってですね、町が一旦国保税を集めて、県へ納付して、また、給付されてということで、帳簿が行ってこいことになる、それが、国保の予算書の1 ページ、2 ページで概略が分かるんですけども、国保税、町民から集めたのが5 億弱、4 億 9,000 いくらか、繰入で一般会計から繰入が1 億 5,300 とか諸収入 700 万、これをベースにして次の2 ページ目のですね、国保事業納付金 7 億、国へ納めると。そしてそれを原資にしてまた公費投入なんかで、海田町に入ってくるのがですね、県支出金で、前の1 ページの19 億 600 万、その19 億 600 万を原資にいろんな事業をやるということで、保険給付費が17 億 9,400 とかですね、ある訳ですけども、去年よりもですね、去年、この国保税の予算が34 億 7,500 が、25 億 6,700、9 億ぐらい落としてる訳、ですから、その落としているのは、前年との対比でですね、後期高齢者支援金だとか、共同事業拠出金だとか、あって、それは県がですね、後期高齢者に入れたりとか介護給付金に口座へ入れたりとかしてるし、共同事業で、県と一緒に事業をやって、海田町も受益するということ分かるんですけど、保険給付費がですね、21 億が17 億 9,400、3 億 7,600 万減ってる訳ですから、実際に給付する上でですね、海田町が給付する部分と、県が、今まで海田町がやってた部分をですね、県が直接3 億 7,600 万給付するという形でこれ読めるんですけども、その主な保険給付の中でですね、従来、町がやってたものを、今度、県がですね、支払うような内容のものというものは、主なもので何があるのかちょっと教えてもらえますか。去年の予算書出してきて比べればですね、なくなったのが、今年度、県がやる事業だというのは分かるんです。ちょっと、去年の予算書がないからですね、どういうものが、県が給付、実際の保険給付を始めたのか。従来海田町がやってたもの。

○委員長（崎本）要点だけちょっと簡潔にお願いします。住民課長。

○住民課長（水川）保険給付費に関しましては、今までどおり、町が国保連合会を通じて、医療機関に支払うこととなって、という流れは変わりません。で、新たに県が独自で給付を行うという訳ではなく、これまで、国庫の交付金、国交付金や前期高齢者の交付金

など、直接市町村に入っていたものが、全部県で集約されます。で、市町村から納めていた後期高齢者支援金や介護納付金も県が集約するので、市町村の科目としては廃目になります。保険給付費が減る原因としましては、被保険者数が減少しますので、その影響によるものでございます。

○委員長（崎本）下岡さん、すいませんがね、要点だけ聞かなね、答弁がね、何を答えていいか分からんようになるけえ。はい、下岡君。

○委員（下岡）3億7,600万というのは、去年の21億7,000万ですから、17、8パーセントぐらいに相当するんですけれども、17、8パーセント加入者が減ったということですか。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）被保険者数に関しましては、例えばですが、29年度3月末から30年2月末までの減少数としましては、358人になりますので、6.5パーセント程度なんですけれども、29年度の予算、まず、保険給付費がやはりちょっと保険給付の伸びを見込んでおりましたので、ちょっと多めに設定しておりました。この度、30年度の予算は、県全体での、県からの予算額の提示がありましたので、それに従いまして、29年度のような、余裕を持った作りにはなっていないということで、減少率がちょっと高くなっております。

○委員長（崎本）はい、前田君。

○委員（前田）寝とるんではないか言われちゃあ困るんで、静かにしとれ言うんならそりゃあええんじゃが。ちょっとまとめて聞くけどね、国保のところにもあった、いわゆる検診というのかな、がんとか何とか二つ、三つ、四つ書いとったかの、それは、ここではどうなるか、要するに集団健診の中でやるんか。それから、個別での、そこらの開業医さん、そこへ何か県が来るとか来んとかいう話があったが、そこらの関連、分かりやすく説明してもらいたい。それと、もう一つは。

○委員長（崎本）一問一答で。

○委員（前田）終わるけ。還付金の利息というの、還付金に利息付くんか、そんだけ。終わる。

○委員長（崎本）住民課長。

○住民課長（水川）健診の事業でございますが、国民健康保険の中で実施しております特定健診に関しましては、集団健診、町の施設で行う集団健診と、個別の医療機関で受診

するもの、あと人間ドックで受診などがあります。

○委員長（崎本）利息は。はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）はい、失礼いたしました。後期高齢者医療の保険料の還付の際に、いわゆる還付の加算金は、期間に応じて付くようになっております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。兼山君。

○委員（兼山）資料 32 の 35 ページで、健康づくり事業のことで、先ほどの答弁の中で、HbA1c とか出てきたので、おそらく糖尿病対策の部分で話があったと思うんですが、健康づくり事業全般で含めまして、先ほどの糖尿病性腎症の重症化は少なくなったんだけど、網膜症も下肢壊死もあるんですが、その重症は防げたというか少なくなったんだけど、その予備軍とかですね、その予防に対しての取り組みは引き続き強化していくっていう考えで、予算計上されているんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、住民課長。

○住民課長（水川）糖尿での予防教室などは、今と同じように、30 年度以降も実施してまいります。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算の審査を終わります。ここで執行部の入れ替えがございますので、暫時休憩をいたします。

はい、じゃあ 2 時半まで。再開は 2 時半。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 17 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）はい、休憩前に引き続き、予算委員会を再開いたします。

これより公共下水道事業特別会計予算の審査を行います。

それでは第 20 号議案、平成 30 年度海田町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。資料 31 でございます。まず、4 ページ、5 ページをお開きください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 6、7 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 8、9 ページをお開きください。歳出でございます。はい、住吉君。

○委員（住吉） 下水道使用料過年度歳出還付金ということですが、これは一体何でしょう。

○委員長（崎本） はい、上下水道課課長。

○上下水道課長（早稲田） はい、こちら過年度に漏水減免の対象となったもの、これが年度を越えて、料金の方は、後ほど検針をしてしますので、その過年度分等の下水道使用料を返還する、漏水減免したものを返す分がこれに当たるものでございます。

○委員長（崎本） はい、住吉君。

○委員（住吉） この公共下水道使用料徴収事業、こちらの予算が 270 万ぐらい増えているように見えますが、なぜこんなに大きく増えたんですか。

○委員長（崎本） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） はい、こちらの方は、機器、パソコンですね、機器の更新に伴い、経費が増になっています。こちら、水道料金とともに下水道使用料を徴収しておりますので、水道料金徴収するパソコン等の経費が増になった、これに伴い、下水道使用料徴収に伴うこの委託料が増えたものでございます。

○委員長（崎本） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、10、11。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、12、13。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 14、15。はい、住吉君。

○委員（住吉） 公共下水道計画変更事業、こちらが概要の 88 ページに載ってるんですかね。載ってないか、まあいいや。これ一体何をするんでしょう。

○委員長（崎本） 上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） はい、こちらは、下水道の認可変更、事業認可の変更ですが、平成 27 年度に下水道法が改正され、維持管理に伴うものを含めたもので事業計画を立てなさいということで、今年度、県の方が上位計画を改定したのに伴い、町の方も引き続き改定するものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、16、17。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら、18、19。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら 20、21 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）その他、公共下水道事業特別会計予算全体で質疑漏れ等があれば、発言を許します。はい、佐中君。

○委員（佐中）ちょっと決算に近うなるような感じですが、30 年度で、どのぐらいの下水道の進捗率なのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、30 年度末でも下水の方は、汚水の方は、おおむね概成しておりますので、人口普及率で 98.6 パーセント、今年度と変わらない数字でございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）この 30 年度、新たな管を埋める予定はないんですが、更新もないようですが、下水道の耐震化率って、今、何パーセントぐらいですかね。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）すいません、28 年度末なんですけども、約 72 パーセントでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、質疑を終結いたします。

以上で、公共下水道事業特別会計予算の審査を終わります。ここで執行部の退席がございますので、暫時休憩をいたします。再開は、退席後直ちにでございます。お疲れさまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 3 5 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員長（崎本）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

水道事業会計予算を審査いたします。

初めに、第 18 号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山君。

○委員（兼山）はい、この 18 号議案の水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定で、ここに書いてある海田町の水道事業経営審議会、これを置くって書いてあります。これはすごく重要な必要なことだと認識しておるんですが、ただ、この条例を見まして、その規定のあり方というか仕方について、ちょっと不十分な点が、私には考えがあるので、お聞きしたいんですが、まず審議会の組織のところの部分についてなんですけど、構成員とかですね、そういった規定や任期はあるんですが、会長とかですね、副会長とか、そういった審議会の会議に関しての規定がちょっと書かれてないのが一つ、ほかの保育所とか、ちょっとこう見てみたんですが、そこについては、審議会条例で、運営審議会の設置がもう規定されておりまして、必要な事項は規則で定めると。海田町の保育所運営審議会規則がそこで定められてるんですね。保育所の部分と比較した場合です。またちょっと私も公民館の方もずっと調べてみたんですが、公民館の方についても、審議会の設置、審議会の委員ですね、そこについても規定されているんで、必要な事項は教育委員会が定めるっていうことになっておりまして、これが海田町の公民館管理運営規則に定められておりますが、この水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定には、今言った点がちょっと抜けておるというところなんですけど、これで条例としての規定が十分果たしてるかどうか。そこについてお答えいただけますでしょうか。

○委員長（崎本）答弁できますか、はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、先ほどの、会長、副会長の置き方であるとか会議の招集の仕方につきましては、審議会の運営規程を設けて定めてまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）ということは、今後これをまず是正して行って、今のようなことを盛り込むということでしょうか。

○委員長（崎本）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、条例とは別に、水道事業経営審議会運営規程という形では盛り込んでいくというものでございます。

○委員長（崎本）ほかにございせんか。はい、佐中君。

○委員（佐中）施政方針の中で、町長が明確にされておりますが、広島県が提案をするというのを再考して検討するというのがありましたけれども、確認をいたしますが、この条例が制定をされると、広島県が中心になっている今水道のやり方ですよね、方法について、海田町独自でもやるという、その検討は、答弁の中ではありましたけど、間違いないかどうか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）はい、県の広域化のことで理解しておりますけど、それを踏まえて答弁をさせていただきます。県の協議会には確かに入って、広域化の検討はさせていただきます。それは前も言いましたが、決定したことではございません。検討させていただきます。それとは別に、海田町のこの水道の会社をどうするかというのは、またそれは別に検討の方を進めさせていただきます。

○委員長（崎本）ほかに。はい、岡田君。

○委員（岡田）県が今、民間に水道事業の委託をするということで、県は県で4月からそういう協議会を立ち上げると、海田町も4月から1年間、1年間ですよね、この海田町の水道ビジョンを作るというふうな中で、当然同じような格好で、1年間は、例えば、海田町でどういうふうな格好になるか分からんのだけでも、普通に考えたらですね、どうしても老朽化をしてくると、下水道の採算性の問題とか、あるいは熟練をした職員の人が段々いなくなるというふうなので、県はそういうふうなのを踏まえて、広域化で民間に委託をしようというふうなことで、ほとんどの市町がこれに加わるような格好になるんだけど、海田町がそういうな水道ビジョンを決める中で、やはり、県の問題がなかったらいいんだけど、もしあったら、海田町としても、今から、そりゃあ、50年、ここには10年後、50年後の計画を海田町で作るんだと言うんだけど、どう考えても、何かこう、今の町の方針、ビジョンというのは、どうしても県の方に行ってしまうような気がするんですけども。本当に、町だけでそういうふうなことができるのか。その辺のところを、やっぱり、いろいろと、この思っておられるところがあると思うんですけども、どうしても県の方に移行していくんじゃないかという気がするんですけどもね、

普通に考えたら、そうなるんですけども、何か、特別な、この海田町はこれで頑張るんだというふうなのがあるのかどうかというのが。

○委員長（崎本） ちょっと岡田君、簡潔に。一般質問にならないようにお願いいたします。

はい、水道事業参事。

○水道事業参事（久保田） はい、御心配のことは、私らも同じように考えております。ただ、県の広域化の協議会、あれは広域化でございますから、広域化の協議会といいましても、やはり各市町に財政状況とか、施設の整備水準とか、その辺が、全くばらばらでございます。そうした中で一つになろうとするためには、いろんな課題が山積しておりますので、それらの課題について、この協議会の中で、いろいろ各市町が課題を持ち寄って、いろんなことを話し合うという場でございますので、まず、広域化ありきで我々の水道の方を進めるというのは考えておりません。それは、あくまで選択肢の一つでございます。それとは別に、水道ビジョンでいろんな実現方策をうちの方は考えてまいります。それから、今からこの会社をどうするか、どうしていくのかというのは、そこからまた事業の方を深めていきたいという具合に考えております。

○委員長（崎本） はい、岡田君。

○委員（岡田） 県の広域化と言われましたけども、県は、県が 35 パーセントですかね、今の水なんとかいうスイミングいうんですか、会社が 65 パーセントぐらい出して新しい会社を作って、どう言うん、県ではなくて、今度は、その民間企業が県の水道事業の委託をするというふうなことは決まっておる訳なんですよ。だから、そういうふうな中で、下水道も含めた、今の広域化いうふうなのが、広域化いうんかどういうんか、委託をするかというのが話し合う、話し合われることになっておると思うんですけども、その辺のところはどうもね、何か、海田町で独自に作っても、そちらの方に移行するんじゃないかという懸念がどうしてもあるんですけども、その辺のところはどうなるのかな、ということなんですけども。

○委員長（崎本） はい、水道事業参事。

○水道事業参事（久保田） あの、まだですね、その各県内の市町が広域化になって一つの分で、今おっしゃった会社の分ですけど、それでやっていくという方針は決まってる、はい。それは、県の方はいろんな考えはお持ちでしょうけど、まだ、海田町を含め、呉もそうですけど、まだ広域化で合意した訳でも何でもないですから、今言うたような水道料金の問題とか整備水準には違いがありますから、やはりそれが一つになろうと思

うとったら、いろんな課題とか問題が山積しておりますので、そういったことを、今度の協議会で2年間掛けていろんな話をしていきたい、そういうことでございます

○委員長（崎本）はい、ほかに。住吉君。

○委員（住吉）この条例改正、水道ビジョン策定のためになんでしょうけども、9月にやった28年度決算審査特別委員会で、29年度にビジョンの素案を策定して30年度にビジョン作るという答弁がなされておりますが、その素案の中身というのは大体どうなってるんでしょうか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、現在、今の海田町の現況を調べ、課題を抽出し、それに基づいていろんな将来像についての可能性をいろいろ探しているところでございます。現在この3月末の段階で素案というか、たたき台、これを作成、完成、審議会の前に完成させていこうという予定でございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）完成させていこうということはまだ完成してないんですか、素案は。

○委員長（崎本）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、現段階でまだ100パーセントのたたき台もできておりません。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）先ほどの条例の話の続きなんですが、先ほど課長が、運営規程で定めるということを言ったんですが、その根本のここに、それが載ってないですっていうことを言ってるんですね。審議会の会議に関しての規定がないと。ないんであればないなりに、今の条例、この条例の条文に、その運営規程で定めるとかそういうことを書かないと、書いてないことに対して口頭で言っても、それは、効力は発しないんじゃないかいうことでお聞きしてるんですが、どうでしょうか。

○委員長（崎本）はい、総務部長。

○総務部長（丹羽）今回の条例改正について何の意味もないじゃないかということだろうと思うんですが、条例について、今回改正させていただいて、この運営に係るものについては、今度は実際に執行するための、また規程が必要なのかと思います。その部分については、町長の権限においてそれを定めて執行をしていくということで、法的には、法令等には問題ないものと考えております。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）法令等に問題はないとかいう以前に、これちょっと、私、ずっと気になったんで、広島市、竹原とかほかの市町の水道審議会の方でも調べたら、やっぱりその部分をちゃんと書いてあるんですね、審議会の会議に関しての規定、なければ、その規則に、今のお話の、ないから、今の規則に定めるということは、必ず提示してあるんですけど、なぜ海田だけがないのかなということでお聞きしてるんです。もう1回ちょっとそこについて、答弁いただけますか。

○委員長（崎本）はい、総務部長。

○総務部長（丹羽）ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、その条例で定めたことにつきまして、実際の執行するに当たり、運営規程を定めるということで、町長の権限において、そこを定める訳でございますんで、特に条例にないからそれは運営できないと、そういったことではないと解釈しております。

○委員長（崎本）はい、兼山君。

○委員（兼山）するとかしないではなしに、それを定めることを明記すべきじゃないんかいうことを伝えているんですが、そこを問うてるんですけど、町長の権限どうこうじゃないんですよ。そこについてお答えできますか。

○委員長（崎本）はい、総務部長。

○総務部長（丹羽）定めないことについて、特に問題があるとは考えておりません。

○委員長（崎本）兼山君。

○委員（兼山）じゃ、ちょっとその話の中の続きなんですけど、資料の28なんですね。ごめんなさい、資料29、で、新旧って書いてあったところの第4条の2、前条に定めるほかって書いてあるんですが、結局、前条いうことはつまり、法の14条に当たることを示してるように考えているんですけど、この中で、14条を開いたら、ここは事務処理のための組織っていうところの部分のために、上下水道課を置くって書いてあるんですね。この度の審議会設置のこの根拠としては、この地方公営企業法に則ったことで、これを置くということによろしいんでしょうか。

○委員長（崎本）分かる。上下水道、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時52分 休憩

午後2時55分 再開

にと思いますが、どころか、1パーセントもありませんよね。もう一度そこ、何パーセント増なのかをお願いします。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）すいません、約0.8パーセントでございます。

○委員長（崎本）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら7ページ。はい、住吉君。

○委員（住吉）ペットボトルの売り上げが40パーセント減で見込まれておりますが、その原因は何でしょう。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、ペットボトルの売上ですが、主な売上先が、町の内部の買っていただく分でございますが、昨年度、残が結構あったみたいで、約2,000本減となりましたので、それに合わせて予算を編成させていただきました。

○委員長（崎本）はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、続いて、収益的支出でございます。8ページをお願いいたします。質疑があれば許します。はい、住吉君。

○委員（住吉）委託料が、29年度比で、110万ぐらい増えておりますが、その要因は何でしょう。

○委員長（崎本）はい、上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（松浦）はい、主に蟹原浄水場のろ過地のかき取り業務が増額されたものです。

○委員長（崎本）分かりましたか。はい、佐中君。

○委員（佐中）水質検査の問題ですが、東広島バイパスの工事による水質検査、以前、当時、埋め立てのときは、何年も何十年も掛かって水質検査をいたしましたが、今回、バイパスをあれは志和じゃなくて、安芸バイパスか、造ることに当たって、地元の人是非常に神経を尖らせておりましたが、海田町として、飲料水にしますので、水質検査する必要がありますが、どのようにお考えですか、お尋ねします。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、現在も、原水、瀬野川の伏流水の原水については、おっ

しゃられるおそらくカドミウム等のものだと思いますが、それについては、嚴重に検査の方をしておりますので、引き続き来年度もやっていく予定でございます。

○委員長（崎本）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、9ページをお願いします。はい、住吉君。

○委員（住吉）修繕費でございますが、こちら29年度比で14パーセントも増えておりますが、別にこの説明欄に新規のものは載っておりませんが、何が増えるのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（松浦）蟹原場のろ過地の補砂工事になります。

○委員長（崎本）はい、ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、10ページをお願いします。10ページ。はい、住吉君。

○委員（住吉）こちらの方は委託料が200万増えておりますが、どの委託料が増えたのでしょうか。

○委員長（崎本）10ページよ。はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、こちらは、一番下の国信配水池の底面の清掃業務、こちらの方を計上させていただいています。

○委員長（崎本）はい、ほかに。はい、住吉君。

○委員（住吉）この底面清掃業務は、29年度はありませんでしたが、これ、30年度に行う理由は何でしょうか

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、前回が平成17年度に行っております。引き続き10年程度で行いたいと思うんですけど、昨年度は配水池の補強工事をしましたので、それを受けた後にさせていただくものでございます。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら、11ページ。ありませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）こちらにも委託料、真ん中ら辺のやつですね、530万円増えておりますよね、29年度比で。これは何が原因で、かなり大幅な増額に思いますが、これ何の委託料が増えたのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、こちらの方は、この委託料、一番下にある料金会計システム OS 切替セットアップ作業、こちら OS の機器の切り替えに伴う経費、先ほど下水道でもお話をしてもらった経費、こちらが増えたものでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）この切替作業費だけで 530 万も掛かるんですか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、こちらで、599 万 4,000 円分増えております。

○委員長（崎本）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら 12 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なかったら 13 ページ。はい、住吉君。

○委員（住吉）まず、資本的支出の工事請負費ですよね、こちらが 29 年度当初予算比で 4,200 万の減、40 パーセント減ですよね。そんな耐震化もまだろくすっぽ進んでないのに、何でこんなに工事減らすんでしょう。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、29 年度におきましては、下水道工事に伴う浜角地内の配水管移設工事、こちらが約 4,000 万ぐらいありましたので、それが減となったものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）耐震化、うちの町、まだ進んでないでしょ。にもかかわらず、工事業業を減らすのは何ですか。

○委員長（崎本）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、先ほどの移設の場合は、下水道の方から、ある程度の歳入、費用として入ってきますんで、それを見込んで、今年度の箇所等を決める中で、この金額、約、大体この金額になったものでございます。通常 1 億円前後を目途に事業費を見込んでおりますので、それに合わせたものでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）通常 1 億円減前後見込んでおります言うて、6,500 万しかありませんが、

さっきの浜角の 4,000 万を減らしたというのは分かりますけども、もう一遍言いますよ。耐震化が今まで年に 1 パーセント程度しか増えてこなかったんですよね、海田町は。そういうのもあるんで水道ビジョンを策定するんでしょうけれども、もうちょっとこれ、耐震化進めていかにゃあ、ビジョンの策定待つのはいいんですが、過去にもなんか、長寿命化計画じゃ、計画立てます言うて、結局、計画できんままでしたよね。今回さすがにビジョンを策定するんでしょうけれども、本当に、全然耐震化が進まん。しかも耐震化しました言うても、古いのを入れ替えておるだけで、元からつながっていない。本管からつながっていない。実質的な耐震化率いうたら、もっと下がると思うんですよ。そういう状況下にありながら、なぜ工事費を上げないのか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、先ほど 1 億円程度とお話ししましたが、今回の工事も重要幹線 200 ミリの管渠が増えております。これをやることになると、1 か所当たりの金額がかなり上がってきます。それと今回また国道とか橋りょう上の布設替が、時期が来るものがありまして、それらの検討を含めて、今回は委託料、実施設計の方をちょっと上げさせていただいております。昨年度よりも約 400 万プラスさせていただいて、そこから、きっちりと計画に合ったようなものを立てていきたいということで、今年については、ちょっと金額が低くなったところでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）なかったら 14 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）その他、水道事業会計予算全体で質疑漏れがあれば、発言を許します。

はい、兼山君。

○委員（兼山）ちょっとずっと条文見ながら、先ほど副町長がちょっと退出されたんですが、前回、自分も一般質問で職務代理というところも質問したことがあって、そこと連動してなんですけど、この水道事業の管理規程を見ましたら、職務代理の第 11 条に町長、副町長ともに事故があるとき、また欠けたときは課長、参事を置く場合は参事、管理者の職務を代理すると書いてあるんですけど、水道事業におきましても、結局、管理規程の中で副町長という名前は位置付けられているのに、どうして退室されたのかなということについてお答えいただけますでしょうか。

○委員長（崎本）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）今言われるように、町長がおられないときには副町長でございますが、今回町長がいらっしゃいますので、そのところは、問題ないという具合に考えております。

○委員長（崎本）はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）以上で水道事業会計予算の審査を終わります。暫時休憩いたします。執行部の方は退席をお願いします。再開は 15 時 15 分。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 1 0 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより採決を行います。各議案について順次採決を行います。

まず、第 13 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。第 13 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。反対討論ですか。

○委員（岡田）はい。

○委員長（崎本）はい、岡田君。

○委員（岡田）第 13 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論いたします。この議案は、葬祭費の増額などが含まれていますが、これまで町で行ってきた国保の運営について、来年度から都道府県が権限を持つことになる国保の県単位化にする条例です。加入者が低所得者であるのに、国保料、国保税が高くなるという構造的な問題を解決するものではありません。県が財政を握るということにより、医療費の適正化、つまり医療費削減を狙ったもので反対をいたします。

○委員長（崎本）はい、続いて賛成討論を許します。はい、下岡君。

○委員（下岡）本条例はですね、文言の整理と、金額については、葬祭費、現在 2 万円のものですね、3 万円に 1 万円上げるというものであって、利用者の負担増を求めるも

のでもなし、逆に利用者にとって給付を増やすということでございますので、賛成いたします。

○委員長（崎本）はい、その他、討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。第 13 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（崎本）はい、起立多数と認めます。よって、第 13 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 14 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 14 号議案については、質疑は終結しております。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、討論がありますので、まず反対討論を許します。岡田君。

○委員（岡田）国保加入者は、中小業者や高齢者など所得の低い人が多いため、高い国保税が家計を圧迫し苦しい生活を強いられています。払える保険税にするために、相互扶助の精神ではなく国保法の 1 条に明記してある憲法 25 条の社会保障としての視点、国や県が国保会計に思い切った財政支援をしなければ、いくら、国民健康保険税の課税目的を変更しても、まともな公的な制度にはなりません。今から進められる内容は、国民保険の課題は解決されないことを指摘して反対討論といたします。

○委員長（崎本）はい、続いて、賛成討論がございますか。はい、下岡君。

○委員（下岡）今回の国保税の条例改正は、県の単位化に伴ってですね、現在の高齢者の増加及び医療の高度化に伴って、給付費が増大することに伴いましてですね。広域化によって、その影響を少なくしようというものでございます。よって賛成いたします。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第 10 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（崎本）はい、起立多数と認めます。第 14 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 15 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。第 15 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論があります。まず反対討論を許します。はい、佐中君。

○委員（佐中）第 15 号議案、介護保険条例の一部改正について反対討論をいたします。簡単に言いますけども、私は、いつも思いますが、議会が開かれる度に、負担増や増税が改正されております。私の場合、65 歳から 4 期には 1 万 4,000 円、5 期には、3 万 8,898 円。今回 6 期から 7 期に移りますが、2,836 円増となり、負担増をどんどん押し付けて生活を圧迫しております。そういう面では、そういう条例には反対をいたします。以上です。

○委員長（崎本）続いて賛成討論があれば許します。はい、下岡君。

○委員（下岡）この介護保険につきましてもですね、介護費、給付費の増加に対応するためにはですね、この制度を持続可能なものとするためには、最低限の負担増を求めることは当然であります。この比率につきましてもですね、加入者の負担割合は法令で定められておりますから、それを捻出するためには、最低限やむを得ない金額改正であるということで、賛成いたします。

○委員長（崎本）はい、ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。第 15 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（崎本）はい。起立多数と認めます。よって、15 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 16 号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 16 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、まず、反対討論を許します。岡田君。

○委員（岡田）今回の値上げの理由は、駐輪場の整備と管理運営、修繕費で受益者負担をお願いするというものですが、町民の町民サービスの立場に立って、従前の料金で利用すべきであると思います。駅前には町の玄関口でもあるので、他の町と違うサービスを展開しても良いと思っております。良いと思っているような施策も必要ではないでしょうか。よってこの自転車、バイクの駐輪場利用料金の引き上げには反対をいたします。

○委員長（崎本）はい、続いて、賛成討論を許します。兼山君。

○委員（兼山）この計画は長期スパンであるんですが、数年の間で収支見通しのバランスが作れるのであれば、一時利用負担の再軽減、この考えがあると執行部の答弁がありましたので、賛成いたします。

○委員長（崎本）はい、ほかに質疑ありますか。はい。討論がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 16 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（崎本）はい、賛成多数と認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

第 17 号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 17 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 17 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 18 号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 18 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 18 号議案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 19 号議案、海田町一般会計予算を採決いたします。第 19 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 19 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 20 号議案、海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。第 20 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 20 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 21 号議案、平成 30 年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。第 21 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）まず、反対討論を許します。岡田君。

○委員（岡田）第 21 号議案、平成 30 年度海田町国民健康保険特別会計予算に反対の討論をいたします。これは、国、県が行う制度改正の影響で、県単位化に伴い市町の国保財政の再編をすることにより、保険税が上がり続ける基になる予算であるので、反対をいたします。

○委員長（崎本）はい、賛成討論がありますか。はい、賛成討論を許します。下岡君。

○委員（下岡）国保会計はこの4月より県単位化ということで広域化される訳でございますけれども、この激変緩和ということで、海田町もその恩恵を被る。町内においても、また一度に高負担を求めないということで、激変緩和措置を2段階にわたって講じていることから、非常に適切であるということで、賛成いたします。

○委員長（崎本）はい、ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第21号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（崎本）はい。起立多数と認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第22号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。第22号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）まず、反対討論許します。はい、佐中君。

○委員（佐中）議案15号の条例に反対したように、中身が大幅に引き上げられております。

改めて、介護保険制度のあり方そのものに問題があることを指摘をして、反対討論を終わります。

○委員長（崎本）続いて、賛成討論がありますか。はい、賛成討論を許します。下岡君。

○委員（下岡）改定につきましてもですね、先ほど申し上げましたように、最低限ということで、2.4パーセントに抑えられた案でございますので、賛成いたします。

○委員長（崎本）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第22号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（崎本）はい。起立多数と認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、第 23 号議案、平成 30 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。第 23 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）まず反対討論を許します。佐中君。

○委員（佐中）議案第 23 号、後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。これは、平成 28 年、29 年度の 2 年間の保険料は 6 万 7,165 円、そして 29 年度には 2,846 円再び引き上げて、7 万 11 円となってる、これが去年なんですね。今回、653 円引き上げた、3 年連続して引き上げ、県平均の保険料は何と 7 万 664 円となっております。高齢者の年金も減らされて、その上に、医療制度に、こうした負担増について反対をいたします。以上です。

○委員長（崎本）続いて賛成討論がありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい。賛成討論を許します。前田君。

○委員（前田）誰も手上げんけえ、あれじゃがね、後期高齢者と言えども、いわゆる利用されてない方もあるということですね、当然、その受益者負担の原理、こういうことからして応分の負担をいただく、こういうことからして本案に賛成するものであります。皆さんの賛同を求めます。

○委員長（崎本）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立で採決を行います。お諮りいたします。第 23 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（崎本）はい、起立多数と認めます。よって、23 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 24 号議案、平成 30 年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。第 24 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 24

号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。委員会の報告については委員長に御一任いただきたいと思います。と思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって委員会報告については委員長に一任ということにさせていただきます。

以上をもって、平成 30 年度予算委員会を閉会いたします。大変御苦勞様でございました。

午後 3 時 3 3 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

予算委員会委員長

予算委員会副委員長